

1 基本計画書

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学院研究科の収容定員に係る学則変更							—	
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ツジキダイイチガクエン 学校法人 都築第一学園							—	
フリガナ大学の名称	ヨコハマヤッカダイガク ダイガクイン 横浜薬科大学 大学院 (Graduate School of YOKOHAMA University of Pharmacy)							—	
大学本部の位置	神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号							—	
大学院及び研究科の目的	建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。							—	
新設学部等の目的	薬学研究科に薬科学専攻博士後期課程を新たに設置するため。							—	
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	薬学研究科 [Graduate School of Pharmaceutical Sciences] 薬科学専攻 [Doctoral Course of Sciences in Pharmaceutical Sciences] (博士後期課程)	3	2 (0)	—	6 (0)	博士(薬科学) 【Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences】	令和3年4月 第1年次	神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号	
	計	—	—	—	—	—	—	—	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		令和3年4月名称変更予定 薬科学専攻修士課程 → 薬科学専攻博士前期課程							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	計
	新設分	薬学研究科薬科学専攻 (博士後期課程)	6人 (6)	1人 (1)	3人 (3)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	25人 (25)
		該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	6 (6)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	25 (25)
	既設分	薬学研究科薬学専攻 (博士課程)	13人 (13)	5人 (5)	5人 (5)	0人 (0)	23人 (23)	0人 (0)	11人 (11)
		薬学研究科薬科学専攻 (博士前期課程)	18 (18)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	3 (3)
計		18 (18)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	12 (12)	
合計		19 (19)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	34 (34)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		52人 (52)	56人 (56)	108人 (108)					
	技 術 職 員		3 (3)	0 (0)	3 (3)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	8 (8)	9 (9)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	12 (12)	12 (12)					
	計		56 (56)	76 (76)	132 (132)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体				
	校 舎 敷 地	56,734 m ²	0 m ²	0 m ²	56,734 m ²					
	運 動 場 用 地	2,251 m ²	0 m ²	0 m ²	2,251 m ²					
	小 計	58,985 m ²	0 m ²	0 m ²	58,985 m ²					
	そ の 他	12,757 m ²	0 m ²	0 m ²	12,757 m ²					
	合 計	71,742 m ²	0 m ²	0 m ²	71,742 m ²					
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体					
	29,829 m ² (29,829 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	29,829 m ² (29,829 m ²)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	—				
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数	—					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	—		
		()	()	()	()	()	()			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
図書館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数	—					
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					—		
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	—	—	—	大学全体
		教員1人当り研究費等		1,000千円	1,000千円	1,000千円	—	—	—	
		共同研究費等		20,000千円	20,000千円	20,000千円	—	—	—	
		図書購入費	31,000千円	31,000千円	31,000千円	31,000千円	—	—	—	
	設備購入費	170,000千円	170,000千円	170,000千円	170,000千円	—	—	—		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	—	—	—	—		
	薬学研究科									
薬科学専攻博士後期課程	1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	—	—			
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用、事業収入							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	横浜薬科大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	—
	薬学部	年	人	年次人	人	6年制 4年制	倍 1.11 1.06	平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成27年度	神奈川県横浜市 戸塚区俣野町字東原 601番1号	
	健康薬学科	6	60	—	360	学士(薬学)	1.11			
	漢方薬学科	6	120	—	720	学士(薬学)	1.11			
	臨床薬学科	6	160	—	960	学士(薬学)	1.11			
	薬科学科	4	30	—	120	学士(薬科学)	1.06			
	薬学研究科									
薬学専攻	4	3	—	12	博士(薬学)	1.16	平成31年度 平成31年度			
薬科学専攻	2	8	—	16	修士(薬科学)	0.87				

附属施設の概要	名 称 葉草園 目 的 薬学教育及び研究資源 所 在 地 神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号 設置年月日 平成18年4月1日 規 模 等 面積 1,750㎡	—
---------	---	---

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

補足資料 学校法人都築第一学園 設置認可等に係る組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
横浜薬科大学					横浜薬科大学				
薬学部					薬学部				
健康薬学科(6年制)	60	—	360	→	健康薬学科(6年制)	60	—	360	
漢方薬学科(6年制)	120	—	720		漢方薬学科(6年制)	120	—	720	
臨床薬学科(6年制)	160	—	960		臨床薬学科(6年制)	160	—	960	
薬科学科(4年制)	30	—	120		薬科学科(4年制)	30	—	120	
計	370	—	2,160		計	370	—	2,160	
横浜薬科大学大学院					横浜薬科大学大学院				
薬学研究科					薬学研究科				
薬科学専攻(M)	8	—	16		薬科学専攻(M)	8	—	16	薬科学専攻(D) 6の設置(届出)
薬学専攻(4年制D)	3	—	12		薬科学専攻(D)	2	—	6	
	11	—	28		薬学専攻(4年制D)	3	—	12	
						13	—	34	
むろずみ幼稚園					むろずみ幼稚園				
計	90	—	90	→	計	90	—	90	

2 校地校舎等の図面

1 書類等の題名

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面（本文2ページ）

2 出典

Google マップ

3 引用範囲

<https://www.google.co.jp/maps/place/%E6%A8%AA%E6%B5%9C%E8%96%AC%E7%A7%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6/@35.3855867,139.4758877,14z/data=!4m5!3m4!1s0x6018504fadf8ea8f0x397f706c359a0211!8m2!3d35.3847165!4d139.4940189?hl=ja>

4 その他の説明

本学への最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間を示すため地図上に所要事項を記入した。

3 学 則

横浜薬科大学大学院

学 則 案

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、横浜薬科大学（以下「本学」という。）学則第4条の2の規定により、横浜薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 薬学研究科

(薬学研究科)

第3条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に薬科学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）および薬科学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）並びに薬学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

(課程の目的)

第4条 課程の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

創薬学及び基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に継続的に取り組むとともに、基礎薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の研究者・技術者を育成する。

(2) 博士後期課程

創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(3) 博士課程

医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する基礎的・医療薬学的研究を推進できる薬剤師及び薬学の科学者を育成する。

(収容定員)

第5条 本研究科の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

博士前期課程	入学定員 8名	収容定員 16名
博士後期課程	入学定員 2名	収容定員 6名
博士課程	入学定員 3名	収容定員 12名

第3章 研究科委員会

(研究科委員会)

第6条 大学院の教学に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために、本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4章 学年、学期および休業日

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とし、博士課程の修業年限は4年とする。

2 院生は、修業年限の2倍を超え在学（以下「在学年限」という。）することができない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日は次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 学園創立者記念日（10月20日）

2 次の期間は授業を休止する。

(1) 春季休業 3月中旬から 4月上旬まで

(2) 夏季休業 8月上旬から 8月下旬まで

(3) 冬季休業 12月下旬から 翌年1月上旬まで

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または授業を行うことがある。

第5章 教育方法および授業科目

(教育方法)

第11条 本大学院研究科における教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目)

第12条 授業科目、配当単位数および履修方法は別表－1、別表－2および別表－3のとおりとする。

第6章 課程修了要件

(博士前期課程修了要件)

第13条 博士前期課程の院生は、本大学院に2年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士前期課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程修了要件)

第13条の2 博士後期課程の院生は、本大学院に3年以上在学し、総計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士後期課程の目的に応じ、博士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて4年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了要件)

第14条 博士課程の院生は、本大学院に4年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(単位認定)

第15条 本大学院の授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修した授業科目の試験は、学期末または学年末に行う。ただし、平常の成績または報告をもって代えることができる。

3 試験の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

4 本大学院に入学する前に他大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして、10単位を超えない範囲で認定することができる。

5 本大学院の科目等履修生であった者が本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文)

第16条 学位論文は、専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とし、これを公開する。

- 2 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、委員については研究科委員会の意見を聴いて学長が任命する。
- 3 修士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査1名以上で構成する。
- 4 博士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査2名以上で構成する。
- 5 前2項の規定に関わらず、審査委員（副査）には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。
- 6 学位論文の合否評価は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

（最終試験）

第17条 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により、審査委員会がこれを行う。

（課程修了の認定）

第18条 博士前期課程の修了は、第13条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

- 2 博士後期課程の修了は、第13条の2の要件を満たした者に対し、これを認定する。

- 3 博士課程の修了は、第14条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

第7章 学位の授与

（学位の授与）

第19条 本大学院において、博士前期課程修了の認定を受けた者に対しては修士（薬科学）を、博士後期課程修了の認定を受けた者に対しては博士（薬科学）を、博士課程修了の認定を受けた者に対しては博士（薬学）の学位を授与する。

第8章 入学、再入学、休学、復学、退学、転学および留学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は学期始めとする。

(入学資格)

第21条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 博士前期課程

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者

カ その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

(2) 博士後期課程

ア 修士(薬科学または薬学)の学位を有する者

イ 理科系大学大学院において修士の学位を得た者

ウ 外国において、前号の学位に相当する学位を授与された者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(3) 博士課程

ア 大学の薬学部(修業年限6年)を卒業した者

イ 大学の医学部、歯学部、獣医学部(修業年限6年)を卒業した者

ウ 修士の学位を有する者

エ 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

オ 文部科学大臣の指定した者

カ その他本大学院において、修業年限6年の薬学、医学、歯学または獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(社会人の入学)

第22条 社会人として博士前期課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学

後も引き続きその身分を有する者で、第21条第1号のいずれかに該当するものとする。

- 2 社会人として博士後期課程または博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第21条第2号または第3号のいずれかに該当するものとする。
- 3 第21条の規定の他、必要な事項は別途定める。

(入 学)

第23条 第21条または第22条の各号の一に該当し、かつ本学所定の選考に合格した者について、入学を許可する。

- 2 入学選考の方法は別にこれを定める。

(再入学)

第24条 本大学院を退学した者または除籍された者（第34条第2項から第4項に該当する者を除く。）で再入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

(転入学)

第25条 他の大学院の院生で、当該大学の許可を得て本大学院に転入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。この際、必要に応じ、転入学試験を課すことがある。

(入学、再入学または転入学の取消)

第26条 入学、再入学、転入学を許可された者が正当な理由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休 学)

第27条 病気その他止むを得ない理由により2か月以上学修する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が休学を許可する。

- 2 病気を理由とする場合は、休学願に医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はさらに1年以内に限り休学することができる。
- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学期間中は、学費を減免することがある。

(復学)

第28条 休学していた者が復学をする場合は、休学事由の消滅した理由を具した保証人連署の復学願を提出し、研究科委員会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。

- 2 休学の事由が病気の場合は、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第29条 退学を希望する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が退学を許可する。

(転学および留学)

第30条 他の大学院へ転学しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長が転学を許可する場合がある。

- 2 外国の大学院で学修（以下「留学」という。）しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長がその学修を許可する。

(満期退学)

第31条 博士後期課程に3年以上、若しくは博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は満期退学とする。

- 2 満期退学を希望する者は、所定の期日までに論文指導教員の承認を経て、学長に届け出なければならない。

(満期退学の再入学)

第32条 満期退学した者が、学位論文の作成を目的として論文計画書を付して再入学を願い出たときは、退学後3年以内に限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

第9章 入学検定料、学生納付金及び論文審査料

(入学検定料及び学生納付金)

第33条 本大学院の入学検定料及び学生納付金（以下「学納金」という。）

は、別表－4のとおりとする。

- 2 入学検定料及び学納金は、定める期日までに納付しなければならない。
- 3 納付期間内に学納金を納付することができない場合は、その都度、学長に納付猶予願を提出し、その許可を得なければならない。
- 4 一旦納付した入学検定料及び学納金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(論文審査料)

第34条 学位授与に係る学位論文の論文審査料は、別表－5のとおりとする。

- 2 一旦納付した論文審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第10章 除籍および賞罰

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 正当な事由がなく学費を滞納し、督促を受けても所定期日までに納入しない者
- 2 第7条に規定する在学年限を経過した者
- 3 第27条に規定する休学期間を超過した者
- 4 死亡が確認された者

(表 彰)

第36条 院生が、他の模範となる行為のあった場合は、研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第37条 院生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他院生としての本分に反する行為があった場合、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する院生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱した者
- (5) その他、院生の本分に反した者

第 1 1 章 職員組織

(教員組織)

第 3 8 条 本大学院の研究指導は、本大学院に属し、教員資格を有する教授が担当する。ただし、学長が必要と認めるときは准教授または講師に担当させることがある。

- 2 本大学院の教員資格に関する審査については、別に定める。
- 3 本大学院に研究科長を置く。研究科長は大学院に関する校務をつかさどる。

(事務職員の配置)

第 3 9 条 本大学院に事務職員を置く。

第 1 2 章 科目等履修生、委託生、研究生および留学生、 外国人学生、特別聴講学生、特別研究学生

(科目等履修生)

第 4 0 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の院生以外の者で1または複数の授業科目の履修を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生として履修した科目について、本学則第 1 5 条の規定に基づき単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生として単位を取得した場合は、本人の請求により成績証明を交付する。

(委託生)

第 4 1 条 国、地方公共団体または公共の機関から、本大学院の特定の授業科目について、委託生の願い出があるときは、正規院生の授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ受け入れる。

(研究生および留学生)

第 4 2 条 本大学院において、特定の研究を行うことを希望する者がいるときは、正規院生の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前条以外の機関から派遣される者がいるときは、前項に準じて留学生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第 4 3 条 本学則第 2 1 条に定める入学資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 4 4 条 他の大学院の院生で、本大学院の授業科目の聴講を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長が特別聴講学生として聴講を許可することがある。

(特別研究学生)

第 4 5 条 他の大学院の院生で、本大学院の研究指導を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長は特別研究学生として履修を許可することができる。

(納付金)

第 4 6 条 科目等履修生、特別研究学生及び委託学生の学生納付金は、別表－6 のとおりとする。ただし、教育・学術協定を締結した大学の特別研究学生は免除することができる。

(学則の準用)

第 4 7 条 本大学院学則は、特に定めるもののほか、科目等履修生、特別研究学生、委託生、研究生及び留学生にも準用する。

第 1 3 章 自己点検・評価

(自己評価等)

第 4 8 条 本大学院は、第 2 条の目的および社会的使命を達成するために、教育

研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上および活性化を図るものとする。

2 自己点検・自己評価に関する規程は、別に定める。

第14章 雑 則

(本学学則の準用)

第49条 本学則で規定のない事項のうち必要な事項については、本学学則の規定を準用する。

(改正及び廃止)

第50条 この学則の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

薬科学専攻 博士前期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
共 通 選 択 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生薬科学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
創 薬 コ ー ス	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	薬科学大学院特別講義		1	
漢 方 薬 学 コ ー ス	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
共 通 必 修	薬科学研究論文	4		
	課題研究	16		
合 計		20	24	

2 履修方法

大学院に2年以上在学し、共通必修科目20単位に加え創薬コース5単位以上または漢方薬学コース5単位を修得し、さらに共通選択科目から5単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

薬科学専攻 博士後期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	自由	
自 由 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生科薬学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
必 修 科 目	薬科学大学院特別講義	1		
	課題研究	1 5		
合 計		1 6	2 3	

2 履修方法

大学院に3年以上在学し、共通必修科目16単位を修得しなければならない。

自由科目は、他の大学院修士課程等を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。

薬学専攻 博士課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
選 択 科 目	分子薬科学特論		2	
	バイオリジクス創薬特論		2	
	臨床生化学特論		2	
	臨床薬理学特論		2	
	臨床薬物送達学特論		2	
	臨床薬物評価学特論		2	
	分子衛生薬学特論		2	
	漢方医療薬学特論		2	
	総合医療薬学特論		2	
	ファーマコメトリクス演習		1	
精密分析機器特別演習		1		
必 修 科 目	臨床薬学大学院特別講義	1		
	課題研究	20		
合 計		21	20	

2 履修方法

大学院に4年以上在学し、必修科目21単位および選択科目9単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

別表－4

(入学検定料及び学生納付金)

種 別		金 額	備 考
入学検定料		30,000円	
学 生 納付金	入 学 金	300,000円	(注)
	授 業 料	800,000円	
	施設充実費	300,000円	2年次以降

(注) 本学学部卒業生及び本学博士前期課程修了者は、入学金を免除する。

別表－5

(論文審査料)

区 分	金 額	備 考
修 士 論 文	10,000円	
博 士 論 文	100,000円	

別表－6

(科目等履修生等納付金)

項 目	納 付 金 額 (月額)
科目等履修生	1件または1科目につき、10,000円
委 託 生	
研 究 生	
留 学 生	
特別研究学生	
外 国 人 学 生	第33条を適用

横浜薬科大学大学院

研究科委員会規程

(設置)

第1条 横浜薬科大学大学院に、研究科委員会を置く。

(構成)

第2条 研究科委員会は、研究科長以下の専任の教授をもって構成する。

2 学園総長、学園副総長、学長、副学長及び学長補佐は、必要に応じ研究科委員会に出席することができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(議長)

第3条 研究科委員会は、学長または研究科長が招集する。

2 研究科委員会に議長を置き、研究科長または学長が指名した者をもって充てる。やむを得ない場合、あらかじめ研究科長の指名する構成員をもって議長に充てる。

(議決)

第4条 研究科委員会は構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 研究科委員会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成で決する。

(審議事項)

第5条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 院生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 院生の再入学、転入学、休学、復学、退学、満期退学、除籍、転学および留学に関する事。

(4) 教育課程に関する事。

(5) 教員の資格審査に関する事。

(6) 学則及び諸規程に関する事。

- (7) 研究に関すること。
 - (8) 学位論文の審査に関すること。
 - (9) その他、重要な事項に関すること。
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(論文審査委員会)

- 第6条** 学位論文を審査するため、研究科委員会に論文審査委員会を置く。
- 2 大学院学則に規定する構成員をもって論文を審査し、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

(議事録)

- 第7条** 議長は、研究科委員会の開催の場所および日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

(改正及び廃止)

- 第8条** この規程の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4 学則の変更の趣旨等を記載した書類

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1 学則変更（収容定員変更）の内容

令和3年4月1日に開学予定の薬学研究科薬科学専攻博士後期課程に伴い学則が変更となるため、その内容について記載するものである。

当該博士後期課程は、平成31年4月に開学した薬学研究科薬科学専攻修士課程に続く課程であり入学定員を2名に設定した。収容定員は、修業年限が3年であることから6名である。収容定員の合計は、博士後期課程を含めて28名から34名とした。この博士後期課程の設置に伴い、修士課程の名称を博士前期課程（修士）変更する予定である。

なお、平成31年4月には薬学専攻博士課程も修士課程と同時に開学しており、その現状と予定は下記の通りである。

現状と予定

<現状> 開設前年度（令和2年度）

専攻	課程名	入学定員	収容定員
薬学	博士課程	3名	12名
薬科学	修士課程	8名	16名
合計		11名	28名

→

<予定> 開設年度（令和3年度）

専攻	課程名	入学定員	収容定員
薬学	博士課程	3名	12名
薬科学	博士前期 （修士）課程	8名	16名
	博士後期課程	2名	6名
合計		13名	34名

2 学則変更（収容定員変更）の必要性

必要性が生じた背景については、新設予定の「博士後期課程」を設置することにある。

本学では、平成31年の修士課程の設置申請時に、既に薬科学専攻博士後期課程の設置を構想し現行の大学院の設置申請書にその旨の計画について記載した。この計画に従い、令和3年の最初の薬科学専攻修士課程修了時に合わせ、同年4月の薬科学専攻博士後期課程の開学の設置届出に至った（設置の趣旨等を記載した書類（以下「資料」という。）資料P2）。

博士後期課程では、創薬及び新医療技術の開発における特に探索段階や非臨床段階において精密医療を支える基礎・探索研究領域で活躍する科学者を養成するため、現行の薬科学専攻修士課程からの連続的な教育研究の場とした位置付け、以下に示す能力及び態度を有する人材を育成し、かつ所定の単位を修得した学生に博士（薬科学）の学位を授与する（資料P4）。

- (1) 創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に挑戦する人材
- (2) 薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材
- (3) 伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や新医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる科学者

近年、医療を取り巻く科学技術の進歩はめざましく、薬学の分野も長足の進歩をとげ、日進月歩の医療技術革新によって次々と新しい治療薬や医療技術が生み出されている。一方、同じ疾患の罹患者でも医薬品の効果や副作用の発現は異なる。その原因について、蛋白レベルそして遺伝子レベルから解明され始め、次々と明らかになった遺伝子発現のメカニズムは、医療現場において利用されるようになった（資料P 1）。このように、現代医療の基本は“個別化医療”であり、特に創薬段階では、医薬品開発の初期段階にまで遡り、創薬化学やライフサイエンスなどの基礎薬学の最新技術と融合し、薬効・副作用の予測技術が重要になって来ており（資料P 2）、前述の養成する人材像は現在の現代医療分野のニーズを十分に踏まえていると思料する。

本学近隣の地域では、大手製薬企業の研究所が多数あるとともに、大学が所在する戸塚区にも企業の研究施設の移転計画も発表されるなど、政府研究機関をはじめ主要製薬企業研究機関、ベンチャー企業の研究拠点が集約されている（資料P 3）。

このような社会的・地域的ニーズから、博士後期課程を設置することとし収容定員変更の届出に至ったものである。

3 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（1）教育課程の変更内容

今回の博士後期課程設置に伴う収容定員の増加によって既設薬学部及び既設薬学研究科の課程については特段の変更はない。

新設する博士後期課程では、同専攻博士前期（修士）課程からの連続した教育編成を計画している（資料P 5）。研究体制の連続性を維持するために博士前期（修士）課程と同じ5領域を設置し、博士前期（修士）課程で涵養された研究能力を、更に錬磨し薬科学科学者を養成する教育編成とする計画である。この5領域は、本学設立時の健康、漢方、臨床に対応したヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域及び臨床薬領域の3つの領域と、これらの基礎科学となる創薬化学領域及びライフサイエンス領域からなる。各課題研究領域はコースワークにより、中間的な領域や発展的な領域にも対応できる体制としている（資料P 6）。

ア 自由科目の設定

博士後期課程には、本学の修士課程を修了した者以外にも、近隣の研究施設に勤務する研究者が、社会人として入学する可能性がある。

博士後期課程は修士課程からの連続した教育編成であることから、この外部からの入学者に備え、本学修士課程の科目を自由科目として受講できるように配慮し、現行の修士課程の「選択科目」を「自由科目」とし、他の大学院修士課程等を修了し本学の修士課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定する。この自由科目の制度は、学位の取得に必要な科目ではなく、博士後期課程の課題研究を支援するため知識や技術の習得を支援するためのものである。このため自由科目の単位は、修了に必要な単位とはしない予定である。

イ 薬科学大学院特別講義の追加（資料P 6）

既設の修士課程の薬科学大学院特別講義及び薬学専攻博士課程の臨床薬学大学院特別講義と同時に開講されているが、博士後期課程においても必修科目として薬科学大学院特別講義を設定する。これは、探索的な非臨床の研究分野、あるいは臨床開発や医療の研究分野等、本人の研究とは異なる観点から講演者の研究内容を評価し、グループワークにより相互に議論を深めることにより、広い視野による分析力を高め実践力を培う。また、議論を通じ、研究チームや医療チームに必要なマネジメントスキルを醸成することも目論む。更に、海外からの科学者を招聘することにより、グローバルな薬学に対応できる能力を涵養するための導入科目とする計画である。

（2）教育方法及び履修指導方法の変更内容

博士後期課程設置に伴う既設の修士課程及び博士課程の変更はない。今回の新設を踏まえ、今後必要に応じ大学院全体として更なる整備と充実に努めていく。

ア 課題研究の教育方法及び履修指導方法（資料P 11）

既設の修士課程及び博士課程と同様に、博士後期課程においても入学時のガイダンスを実施し、科目の履修方法、取得すべき単位及び博士論文作成までの過程等、入学から修了までのスケジュールが周知された後、希望する研究課題領域と担当指導教員を決定する。

担当指導教員の指導の下で、大学院生は履修科目プランを作成し、研究課題の設定を開始する。大学院生は、研究課題の設定にあたり同じ領域の担当指導教員以外の助言も求めることができ、また、研究課題領域の指導教員は他の教員と相互に連携しながら、同じ領域の大学院生の研究の助言及び研究生生活の支援を行う。

5つの研究領域合同で進捗報告会を開催し、大学院生の課題研究の進捗を、指導教員間で確認できる枠組みを構築する。

イ 講義・演習科目の教育方法（資料P 11・12）

必修科目の薬科学大学院特別講義（1単位）は、5つの課題研究領域の著名な研究者を大学内外、或いは海外より招聘し、課題研究の設定及び展開の材料になるように、1年次に設定している。

評価方法としては、既設の修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに対して評価するものとし、受講して得た知識に自らの調査を加え、方向性を持った情報の集積力が身につけられるように計画している。

また、博士後期課程は、本学の薬学専攻博士前期（修士）課程からの連続的なカリキュラムであることから、博士前期（修士）課程を修了した者以外の者にも対応すべく本学博士前期（修士）課程の科目を自由科目として受講できる制度を設ける予定である。

評価方法としては、既設の修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに

対して評価する。自由科目の単位は、修了に必要な単位としては、加算されないこととした。

(3) 教員組織の変更内容

本学大学院薬学研究科では、ヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域、臨床薬学領域、創薬化学領域及びライフサイエンス領域の5つの課題研究領域において、研究指導にあたる予定の教員は全て博士号を有する本学大学院の専任教員であり、それぞれの専門領域において十分な研究業績を有し、かつ大学院研究指導経験を有する本学大学院の専任の教授又は准教授・講師が配置されている（資料P10）。

博士後期課程の設置に当たっては、既設の学部から9名、博士課程から1名の専任教員の異動を実施し、合計10名の専任教員（内教授6名、准教授1名、講師3名）を配置する予定である。

既設学部等においては、異動する教員が引き続き既設の担任科目を兼担することで、教学上の継続性を確保するとともに、適切に補充（採用）を行うことにより、引き続き教育上の質の維持・向上を図っていく予定である。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

研究室については、学部と共用して使用する。学部と共有するに当たり、十分な研究スペースを確保するため、平成30年9月に研究実習棟Fを増設した。これにより研究室面積を約1,500㎡増加させ、研究室の総面積として約5,900㎡を確保した。研究室への配属人員は、博士後期課程の開設による収容定員の増加を含め大学院生34名（薬科学専攻博士後期課程6名、薬学専攻博士課程12名、薬科学専攻博士前期課程16名）及び学部の学生1,080人の総計1,114人となるが、一人当たりの研究室面積（スペース）は約5.3㎡であり、概ね十分なスペースが確保できるものと考えている（資料P14）。

既設の修士課程の博士課程の設置申請時から、既に博士後期課程の設置を構想し、施設・設備等の整備を行ってきており、収容定員の変更に伴う変更の予定はないものと考えている。

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
自由科目	ケミカルバイオロジー特論	1前			2	○								兼2	オムニバス、隔年
	応用薬理学特論	2前			2	○			1					兼3	オムニバス、共同(一部)、隔年
	食品衛生薬科学特論	1後			2	○			1					兼6	オムニバス、隔年
	レギュラトリーサイエンス特論	2後			2	○			1					兼2	オムニバス、隔年
	高度研究機器特別演習	1前			1		○		1					兼11	オムニバス、共同(一部)
	モデリング・シミュレーション演習	1前			1		○							兼3	オムニバス、共同(一部)
	創薬有機化学特論	1前	—	—	2	○		—	1			—	—	兼3	オムニバス
	分子生物学特論	1後			2	○								兼3	オムニバス
	システム生体機能学特論	1前			2	○					2			兼4	オムニバス、隔年
	薬物動態学特論	2前			2	○								兼4	オムニバス、隔年
	漢方薬学特論	1前			2	○				1				兼3	オムニバス、共同(一部)
	漢方・統合医療薬学特論	1後			2	○								兼3	オムニバス、共同(一部)
	漢方薬学・生薬学臨床演習	2通			1		○			1				兼2	オムニバス、共同(一部)
	小計 (13科目)	—	—	—	23	—			4	1	2	—	—	兼25	—
必修科目	薬科学大学院特別講義	1通	1	—	—	○	—	—				—	—	兼1	—
	課題研究	1~3通	15	—	—			○	6	1	3	—	—	兼22	—
	小計 (2科目)	—	16	—	—	—			6	1	3	—	—	兼22	—
合計 (15科目)		—	16	—	23	—			6	1	3	—	—	兼25	—
学位又は称号	博士(薬科学)			学位又は学科の分野				薬学関係							
修 了 要 件 及 び 履 修 方 法							授 業 期 間 等								
大学院に3年以上在学し、自由科目を除いて、必修科目16単位を修得しなければならない。 自由科目は、他の大学院修士課程等を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。							1 学年の学期区分			2期					
							1 学期の授業期間			15週					
							1 時限の授業時間			90分					

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

資料 設置の趣旨等を記載した書類

目 次

- 1 設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・ P 5
- 3 教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・ P 5
- 4 教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・ P 1 0
- 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・ P 1 1
- 6 施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 3
- 7 大学院専攻領域と既設の学部との関係・・・・・・・・・・ P 1 6
- 8 入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 6
- 9 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8
- 1 0 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 8
- 1 1 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9
- 1 2 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等・・・・・・・・ P 2 0

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置に関わる社会的背景

ア 本学の開学から大学院薬科学専攻博士後期課程の設置計画とその理由

本学は、平成18年に、薬剤師教育を目標とする健康・漢方・臨床の6年制3学科を有する薬学部単科大学として開学し、平成27年には、創薬に焦点をあてた4年制薬科学科を設置した。更に平成31年には大学院薬学専攻博士課程及び薬科学専攻修士課程を開学し、令和3年3月には薬科学専攻修士課程の修了者を輩出する見込みである。本学では、この時期に合わせ、令和3年4月に薬科学専攻博士後期課程の設立を計画している。

本学では、開学以来学校法人都築第一学園の掲げる『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として、自己の専門性に目覚め、アイデンティティを確立させ、生涯をかけて自己の完成に向けて練磨していくことを教育の理念としている。この概念のもと、以下の3点を教育理念の趣旨と位置付けている。

- ① 「個性」の持つ独自性に関わる独創性、独創性に最も高い価値を置く（個性の伸展）。
- ② 高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指す（個性の伸展）。
- ③ 生涯に亘る自己実現を達成する（人生練磨）。

昨年度開学した本学大学院においても、同じ建学の精神と教育の理念のもと、5名の薬科学専攻修士課程、5名の薬学専攻博士課程の大学院生が入学し、日々独創性を磨きながら、高度専門職を目指し、自己の実現に向けて研鑽を積んでいる。

近年、医療を取り巻く科学技術の進歩はめざましく、薬学の分野も長足の進歩をとげ、日進月歩の医療技術革新によって次々と新しい治療薬や医療技術が生み出されている。一方、同じ疾患の罹患者でも医薬品の効果や副作用の発現は異なる。その原因について、蛋白レベルそして遺伝子レベルから解明され始め、次々と明らかになった遺伝子発現のメカニズムは、医療現場において利用されるようになった。このように、現代医療は“個の医療”が原則であり、本学大学院においても、“薬物治療の患者個別化”を推進し、“個の医療”を治療はもとより創薬にまで適用し大学院教育カリキュラムを策定している。

本学薬学部では、医療人教育として、人の苦しみが分かる“惻隱の心”を持つ薬剤師教育に重点を置いている。昨年、臨床研究に対する信頼を確保すべく臨床研究法が施行された。今や医療人のみならず生命を扱う創薬研究者においても、“惻隱の心”が意味する倫理観は重要になっている。本学では、大学院教育においても“惻隱の心”の理念のもと、多くの規範を学修し、研究における倫理観を実践的に身に着けるカリキュラムとしている。

本学大学院は、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材を世に送り出すという学部教育方針の延長にあり、“個の医療”の専門性、“惻隠の心”に基づく豊かな人間性と倫理観を醸成できる研究の場とするとともに海外交流も大学院教育にとりいれ、国際感覚を身に着けるカリキュラムとしている。

現在、本学大学院には、薬科学専攻及び薬学専攻の2種の専攻が設置されている。薬科学専攻では、創薬及び新医療技術の開発において、特に探索段階や非臨床段階において活躍する科学者の育成を目指している。現行では、薬科学専攻には修士課程のみが設置され、令和3年3月に最初の修士修了者を輩出する。一方薬学専攻では、臨床開発段階を含む臨床現場において活躍する薬学の科学者を育成する。

本学では、平成31年の薬科学専攻修士課程の設置申請時に、既に薬科学専攻博士後期課程の設置を構想し現行の大学院の設置申請書にその旨の計画について記載した。この計画に従い、令和3年の最初の薬科学専攻修士課程修了時に合わせ、同年4月の薬科学専攻博士後期課程設置の届出に至った。このため博士後期課程開学時には修士課程は博士前期（修士）課程と名称変更する予定である。

イ 5つの研究領域における大学院教育

本学薬学部における健康・漢方・臨床の6年制3学科の設置は、人の健康状態を三つの状態に分けた概念からなる。すなわち『健康で元気に生活をしている状態』、『体調の変化等、病気が発症する前の状態』、『疾患に罹患した状態』であり、それぞれに特色を持つ専門性のある薬剤師教育を行なっている。この健康・漢方・臨床の3学科の教育組織を大学院にも反映すべく、現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻博士課程のどちらにも同じ5つの研究領域を設置した。すなわち健康に重点を置く『ヘルスサイエンス領域』、漢方の『漢方薬学領域』、最新医療を中心とする『臨床薬学領域』、これに加え、4年制薬科学科に由来する基礎薬学からの創薬に重点を置く『創薬化学領域』及び『ライフサイエンス領域』である。

この5つの領域の研究の目指すところは“個の医療”である。現代の医療の基本は、個別化医療であり、創薬段階においてはもとより治療の段階でも多くの臨床検査が実施され、個人を特定できる遺伝子までもが、処方のための個別化を目的に検査の対象となっている。その個別化の目的は、薬効のみならず、副作用の軽減、更には健康維持をも期待するものである。特に創薬段階では、医薬品開発の初期段階にまで遡り、創薬化学やライフサイエンスなどの基礎薬学の最新技術と融合し、薬効・副作用の予測技術を発展させている。

本設置届出にあたる薬科学専攻博士後期課程にも、薬科学専攻博士前期（修士）課程からの継続的な研究を考え、また、臨床段階を主に扱う薬学専攻への橋渡し

も考慮し、この5つの研究領域を設置する構想である。

ウ グローバル化時代の大学院教育

本学は、アジア地域はもとより欧州や米国にも、学生の留学先を確保し、本学の海外提携校は、今や16校に及ぶ。

【資料1 本学の海外提携校一覧】

既に学部教育では、英国、米国、韓国、台湾には、毎年、短期留学生を送り、また、最近では、海外からの短期留学生を受け入れる等、国際感覚を身に着ける環境が整備されている。現行の大学院においては外国人を受け入れ、グローバル化時代にあった研究環境が提供されている。

エ 本学大学院の地理的重要性

本学は、国際都市横浜にあり、首都東京にも隣接する地域に位置する。近隣には、大手製薬企業の研究所が複数あり、更に移転計画も発表されている。また、理化学研究所、湘南アイパーク、殿町ライフイノベーションセンターがあり、政府研究機関及び主要製薬企業、更にベンチャー企業の研究拠点が集約されている。

既に本学は「横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク」に参加し、バイオベンチャーとの連携による成長モデルの形成を目指し、**Bio Venture Alliance**に加盟し活動している。

【資料2 神奈川県内の研究施設資料】

【資料3 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク資料】

本届出により設置を予定している薬科学専攻博士後期課程では、主に医薬品開発における探索及び非臨床段階の研究領域を中心とする。多くの公的な研究施設や主要製薬企業及びベンチャー企業が研究拠点を本学周辺に置いていることから、本学との共同研究などによる交流、また、就業先を研究の場としながら本学にて学修する社会人大学院生の本学への入学も期待できる。

(2) 薬科学専攻博士後期課程の学位授与の方針と他の大学院課程の関係

本設置届出における大学院薬科学専攻博士後期課程は、現行の薬科学専攻修士課程からの連続的な教育研究の場とした位置付けである。また、本学大学院には、薬学専攻の博士課程も設置され現在進行中である。以下に、それぞれの学位授与方針（ディプロマポリシー）を示す。

ア 現在進行中の薬科学専攻修士課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

現在進行中の薬科学専攻修士課程では、実践的な創薬及び新医療技術の教

育・研究の場とし、以下のディプロマポリシーを設定している。これらの能力及び態度を有する人材であり、所定の単位を修得した学生に修士（薬科学）の学位を授与する。

薬科学専攻：

- ・ 創薬学ならびに基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した課題に取り組むことができる人材。
- ・ 基礎薬学的知識を応用した新医薬品及び新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材。
- ・ 伝統医療、天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬・新医療技術に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる人材。

イ 設置予定の薬科学専攻博士後期課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

薬科学専攻博士後期課程では、創薬及び新医療技術の開発における特に探索段階や非臨床段階において、精密医療を支える基礎・探索研究領域で活躍する科学者を、学位を授与する人材像としている。以下に示す能力及び態度を有する人材であり、かつ所定の単位を修得した学生に博士（薬科学）の学位を授与する。

薬科学専攻：

- ・ 創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に挑戦する人材。
- ・ 薬学的知識を応用した新医薬品及び新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材。
- ・ 伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や新医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる科学者。

ウ 現在進行中の薬学専攻博士課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

薬学専攻博士課程では、臨床開発及び精密医療を実施する医療現場で活躍する科学者を人材像としている。以下にディプロマポリシーを示す。

薬学専攻：

- ・ 医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むことができる人材。
- ・ 高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を

解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材。

- ・ 個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する、基礎的・医療薬学的研究を推進できる人材。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学が設置予定である専攻の名称及び学位の名称は下記のとおりである。

(1) 研究科名の名称

薬学研究科

[Graduate School of Pharmaceutical Sciences]

(2) 薬科学専攻博士後期課程

ア 薬科学専攻博士後期課程の名称

薬科学専攻博士後期課程

[Doctoral Course of Science in Pharmaceutical Sciences]

イ 薬科学専攻博士後期課程の学位の名称

博士（薬科学）

[Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences]

ウ 博士課程の名称及び学位の名称の理由

基礎薬学、創薬及び伝統医療の科学を深め、研究活動を自立して行い、新たな課題に挑戦する薬科学の科学者の養成を基本とすることによる。国内で、薬科学専攻を修了した博士に対してこの和文名称及び英文名称が使用されている。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 大学院薬科学専攻博士後期課程の教育課程の編成について

本学が設置予定の大学院薬科学専攻博士後期課程は、同専攻の博士前期（修士）課程からの連続した教育編成を計画している。

現行の薬科学専攻修士課程では、新医薬品・新医療技術を創出する技能を有する研究者・技術者に加え、漢方医療を主軸とした伝統医療を取り上げ、未だ不明な漢方処方薬の薬効機序を現代医療に照らした上で解明し、新医薬品と漢方薬を合理的に融合し、提案できる技術者・研究者の養成も特色の一つとしている。

この2つの技術を涵養するために、講義科目に対しそれぞれ創薬コースと漢方薬学コースを設置し、創薬コースでは、個の医療に対応できる創薬を目指し、その専門家として先導的役割が果たせるとともに、自ら得た経験をデータ化し、新たな副

作用や医療技術の発見に繋げられる能力を養成する教育課程としている。

薬科学専攻博士後期課程の講義科目としては、必修科目として薬科学大学院特別講義を配置し、課題研究の5領域からそれぞれ著名な科学者を学内外及び国内外から招聘し、大学院生はその講義を聴講する。講義後にはアクティブラーニング形式を取り入れたグループワークを設定し、大学院生自身が招聘科学者の研究を評価し自らの研究態度に照らす。

この科目は、博士前期（修士）課程の薬科学大学院特別講義及び薬学専攻博士課程の臨床薬学大学院特別講義と同時に開講される。それぞれ探索的な非臨床の研究分野、あるいは臨床開発や医療の研究分野等、本人の研究とは異なる観点から講演者の研究内容を評価し、グループワークにより相互に議論を深めることにより、広い視野による分析力を高め実践力を培う。また、議論を通じ、研究チームや医療チームに必要なマネジメントスキルを醸成することも目論む。更に、海外からの科学者を招聘することにより、グローバルな薬学に対応できる能力を涵養するための導入科目とする計画である。

薬科学専攻博士後期課程には、本学の薬科学専攻博士前期（修士）課程を修了した者以外にも、近隣の研究施設に勤務する研究者が、社会人として入学する可能性がある。博士後期課程は博士前期（修士）課程からの連続した教育編成であることから、この外部からの入学者に備え、本学博士前期（修士）課程の科目を自由科目として受講できるように配慮する計画である。

自由科目については、薬科学専攻博士後期課程では、博士前期（修士）課程のいずれの講義・演習科目も自由に選択することができる。この自由科目の制度は、学位の取得に必要な単位ではなく、博士後期課程の課題研究を実施するための知識や技術の習得を支援するためのものである（教育課程等の概要参照）。

薬科学専攻博士後期課程の課題研究（15単位）には継続的な研究体制を維持するために博士前期課程と同じ5領域を設置し、博士前期（修士）課程で涵養された研究能力を更に錬磨し、薬科学科学者を養成する教育編成とする計画である。この5領域は、本学設立時の健康、漢方、臨床に対応したヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域及び臨床薬領域の3つの領域と、これらの基礎科学となる創薬化学領域及びライフサイエンス領域からなる。各課題研究領域はコースワークにより、中間的な領域や発展的な領域にも対応できる体制としている。

薬科学専攻博士後期課程では、創薬及び新医療技術の開発における、特に探索段階及び非臨床の開発段階で活躍できる研究者の育成を目的としている。医薬品開発では臨床上での薬効のある医薬品を目標にしていることから、探索・非臨床開発段階から臨床開発段階への橋渡し、いわゆるトランスレーショナルな領域も薬科学専攻に含む。例えば、探索段階や非臨床段階において得られた指標を用い、臨床段階での薬効を予測する研究も薬科学専攻に含まれる。また、医薬品が市場に出た後に、臨床明らかとなっ

た反応、すなわち臨床上の指標（バイオマーカー）を研究し新たな生化学指標を見出す課題や、市販後の医薬品を研究し新たな薬効を見出す課題、いわゆるドラッグ・リポジショニングは、創薬探索段階に含まれると考え、薬科学専攻の課題としている。この考え方は、遺伝子診断や再生医療などの新医療技術にも当てはまる。基礎科学を主軸とする創薬化学及びライフサイエンス領域はもとより、ヘルスサイエンス及び臨床薬学領域もこれらのトランスレーショナル領域を研究課題として設定できる。

漢方薬学領域では、すでに臨床で用いられているバイオマーカー（たとえば実証や虚証）を研究し、新たな生化学パラメータに置き換える研究を遂行することから、薬科学専攻に配置した。大学院生は伝統的バイオマーカーを学修し、その知識を生化学パラメータなどの現代医療のバイオマーカーに照らし、多くが未知である漢方薬の機序を解明する課題を扱う。更に現代医薬における分子レベルでの機序が明らかとなっている医薬品との併用、すなわち統合医療へと繋げることを目指す。

この5つの研究領域は、現行の薬学専攻博士課程の研究領域の区分と同じである。

医薬品開発は、探索段階の創薬から臨床段階、さらには製造販売後の品質管理・安全管理まで連続的である。一方、医薬品創出における成功確率は低下の一途を辿っている。その解決策として、創薬の早期段階からの薬効及び安全性の予測精度を上げることが重要な課題となっている。こうした観点から、各創薬段階における情報の共有化はシームレスであることが要求されている。

本大学院では、学部から続く設立の趣旨に基づき、健康、漢方、臨床、更に基礎薬学に重点をおいた創薬化学及びライフサイエンス（生命薬学）を加え5つの領域とした。このいずれの領域でも、基礎薬学を礎に応用薬学を通し最終的にはヒトでの効果を目指している。創薬は非臨床段階のみで成立するものではなく、トランスレーションやドラッグ・リポジショニングが重要視されている。各領域は探索と臨床を共に含み、シームレスな情報共有により研究を効率化すること、すなわち5つの課題研究領域が薬科学専攻と薬学専攻の情報共有の場となることが必要と考える。

本設置届出にて現行の薬学専攻博士課程に加え、薬科学専攻博士後期課程の設置を計画していることから、この2つの専攻における課題研究領域ごとの研究内容の相違について表1に例を示す。

表1. 薬科学専攻及び薬学専攻における5つの研究領域（ヘルスサイエンス、漢方薬学、臨床薬学、創薬化学、ライフサイエンス）における課題研究の相違を示す事例

課題研究領域	薬科学専攻	薬学専攻
ヘルスサイエンス	生活環境因子により惹起される疾病（シックハウス症候群など）あるいは生活習慣病における化学物質と生体内因子の相互作用の機序を解明するとともに、それらの <i>in vitro</i> ハイスクループト評価系を構築する。	シックハウス症候群などの生活環境因子により惹起される疾病あるいは生活習慣病について医療機関及び衛生試験研究機関と連携して、疫学調査研究（実態調査）を実施する。既報のデータと得られた結果を複眼的に解析し、生活環境に起因する疾病のリスク予測法を開発する。
漢方薬学	漢方薬や伝承薬物治療のうち、社会的な問題となっている感染症や精神疾患、加齢に伴う諸疾患をテーマとし、発症因子や漢方治療のメカニズムを解明するとともに、活性本体の特定を進める。得られた知見をもとに、臨床における疾患との相関性を見出す。	現在、社会的な問題となっている感染症や精神疾患、加齢に伴う諸疾患に焦点をあて、その疾患に対する漢方薬の有効性を調査（コホート研究など）し、基礎的な薬効との相関性を検討する。その知見をもとに現代医療における漢方や伝承薬物の意義を検証する。
臨床薬学	<i>In vitro</i> 実験を実施し、又は既報データを調査し、得られた実験値を生理学的薬物速度論モデルに組み込み、薬物相互作用を予測する。	臨床試験を実施又は既報の臨床データを用い、生体内因性物質の変化を指標として、薬物相互作用の簡易的な臨床試験法を開発する。
創薬化学	医薬シーズの探索的研究に必要な生理活性化合物を設計するとともに、これら化合物の効率的合成法を確立する。	医薬シーズとなりうる新規生理活性化合物の設計と効率的合成法の確立に加え、生理活性化合物の活性評価や診断に必要な各種プローブを開発する。

ライフサイエンス	白内障疾患のモデル動物を用いて、白内障改善、もしくは白内障発症抑制効果を持つ生薬由来成分のスクリーニングを実施し、医薬品や健康食品の開発につなげる。同時に薬効の機序を解明する。	医療施設と連携し、ある眼科系疾患の患者及び健康成人の涙液及び血液等を採取し、メタボローム解析を実施することにより、生体内因性の発症マーカーを探索する。また、生活習慣、摂取栄養の聞き取り調査より眼疾患抑制ファクターを探索する。
----------	--	--

(2) 新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－

平成17年に、中央教育審議会から「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」答申が発出された。この答申では、国際的に魅力のある大学院教育に向け、課程性大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導の確立のために、コースワークの充実・強化、円滑な博士の学位授与の促進、教員の教育・研究指導能力の向上のための方策の3つの取り組みが重要としている。

ア コースワークの充実・強化

薬科学専攻博士後期課程では、必修科目として薬科学大学院特別講義と課題研究の2科目を必修科目として配置した。薬科学大学院特別講義では、学内外及び国内外から招聘した著名な科学者の講義を聴講するとともに、グループワークにより大学院生自身が招聘科学者の研究を評価し、自らの研究態度に照らす。これにより広い視野による分析力を高め、また議論を通じ、研究チームや医療チームとの共同作業に必要なマネジメントスキルを修得する。この能力や態度はもう一つの必須科目である課題研究に活かされ、課題研究では、多様化する情報を集積・分析し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる能力を培う。また、研究活動を自立して行い、新たな課題に進んで取り組むとともに、その成果を自ら評価できる高度な薬学研究能力を修得する。このように2つの科目を必修科目とすることにより、学位取得のためのコースワークを形成している。

また、博士前期（修士）課程の演習・講義科目を自由科目として履修できる教育編成は、コースワークの位置づけではないが、入学後、課題研究の指導教員と大学院生の面談を通じ、課題研究に必要な知識や技術を修得するための機会の提供といえる。

中央教育審議会答申では、博士課程の短期在学コースの創設について検討を促している。本学大学院学則には、優れた業績を上げたものは、博士前期（修士）

課程及び博士後期課程を合わせて4年以上の在学期間をもって博士の学位が取得できる制度としている（学則第13条の2参照）。

イ 円滑な博士の学位授与の促進

中央教育審議会答申では、博士学位の質の確保及び標準修業年限内の学位授与の促進を示した上で、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位取得を希望する者が、大学院における研究指導の機会を得られやすくなるような仕組みを検討することとしている。本学薬科学専攻博士後期課程では、入学時に社会人枠入試制度を設け職場を研究の場とし、また現行の職務に関連性の深いテーマにて課題研究できる場合には、専門科目による入試の負担を軽減するなどの配慮をする計画である（9 入学者選抜の概要参照）。既に、現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻の博士課程ではこの制度を実施している。また、教育課程の編成においても、必須科目である薬科学大学院特別講義は、土曜日に配置し、社会人が受講しやすいようする計画である。

ウ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻の博士課程では、大学院指導教員の研究指導能力向上と、大学院生の学位授与の水準を確保すべく、年度末には進捗報告会を設定し、各大学院生は年度ごとに異なる領域の指導教員からアドバイスを受けられる体制としている。この制度を、薬科学専攻博士後期課程にも適用する計画である。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

ヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域、臨床薬学領域、創薬化学領域及びライフサイエンス領域の5つの課題研究領域において、研究指導にあたる予定の教員は全て博士号を有する本学大学院の専任教員であり、それぞれの専門領域において十分な研究業績を有し、かつ大学院研究指導経験を有する本学大学院の専任の教授又は准教授が配置されている。

また、大学院生の定員が2名と少数ではあるものの、選択できる領域は博士前期（修士）課程と同じ5領域と広範囲に設定し、各領域には薬科学専攻博士後期課程の専任教員を少なくとも1名を配置している。教員組織としては、薬科学専攻博士後期課程の専任教員10名に加え、本学薬学専攻博士課程の専任教員25名が兼任教員として薬科学専攻博士後期課程の研究指導にあたる体制をとり、創薬に関する様々な研究を可能にする体制とする計画である。年齢構成については、多くの研究指導教員は、大学院の完成年度までに定年を迎えることはない。

【資料4 専任教員の年齢構成・学位保有状況】

課題研究の指導は、各課題研究領域の教員が提示するテーマに従って指導教員ごとに実施されるが、同じ研究領域の教員が連携して多方面から評価し、当該担当教員の指導を支援する体制を予定している。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 薬科学専攻博士後期課程の教育方法

薬科学専攻博士後期課程における入学から修了までの教育プログラムの実施予定、履修モデル及び授業の配置をそれぞれ資料5及び資料6に示す。

【資料5 入学から修了までのスケジュール】

【資料6 履修モデル】

博士後期課程の定員は2名とし、幅広い課題研究の選択を可能とするとともに薬科学専攻博士前期（修士）課程の専任教員すべてを、専任教員または兼任教員として配置し連続的な教育体制を構築する。また、創薬における臨床フェーズの研究を重視する薬学専攻博士課程の教員も兼任教員として配置し、最終的には人に用いるとする創薬のゴールを明確にしながら探索・非臨床フェーズの研究ができる体制とする。

ア 課題研究科目の教育方法、履修指導及び研究指導の方法

大学院生に対し、入学時のガイダンスを実施し、科目の履修方法、取得すべき単位及び博士論文作成までの過程等、入学から修了までのスケジュールが周知された後、希望する研究課題領域と担当指導教員を申請する。大学院研究科委員会において、申請に基づき課題研究領域及び担当指導教員を決定する。

担当指導教員の指導の下で、大学院生は履修科目プランを作成し、研究課題の設定を開始する。大学院生は、研究課題の設定にあたり同じ領域の担当指導教員以外の助言も求めることができ、また、研究課題領域の指導教員は他の教員と相互に連携しながら、同じ領域の大学院生の研究の助言及び研究生生活の支援を行う。

大学院生は概ね1年次前期末までに研究テーマを設定し、課題研究を開始するように担当指導教員及び同領域の他の指導教員が支援する。

1～2年次の3月には5領域が合同で進捗報告会を開催し、大学院生の課題研究の進捗を、指導教員間で確認する。

課題研究は必修科目であり1～3年通して15単位が設定される。

イ 講義・演習科目の教育方法

薬科学大学院特別講義（1単位）は、必修科目であり、5つの課題研究領域の著名な研究者を大学内外、或いは海外より招聘し、課題研究の設定及び展開の材料になるように、1年次に設定した。

評価方法としては、現行の修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに対して評価するものとし、受講して得た知識に自らの調査を加え、方向性を持った情報の集積力が身につけられるように計画している。

また、博士後期課程は、本学の薬科学専攻博士前期（修士）課程からの連続的なカリキュラムであることから、博士前期（修士）課程を修了した者以外の者にも対応すべく本学博士前期（修士）課程の科目を自由科目として受講できる制度とする。

自由科目は、創薬コースの5科目と漢方薬学コースの3科目、更に共通選択科目の6科目からなり、薬科学専攻博士後期課程では、いずれの科目も自由に選択することができ、大学院生は課題研究に対する必要性も鑑み、科目の内容について研究指導教員の助言を受けながら受講の有無及び選択科目を決定する。

評価方法としては、現行の薬科学専攻修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに対して評価する。自由科目の単位は、修了に必要な単位としては加算されない。

ウ 修了要件

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目である薬科学大学院特別講義（1単位）及び課題研究（15単位）とする。

付与される単位は、薬科学大学院特別講義（1単位）については90分、8コマを1単位とし、課題研究（15単位）については、1週間の実験・研究を年間40週実施するとして、1週間で2コマ分の実験・研究は、年あたり10単位分に相当する。3年間で15単位は適切と考える。

修了要件には、この科目の単位に加え、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者とする。

論文審査及び最終試験の方法は以下の通りとする。

- (ア) 大学院研究科委員会の中から主査1名及び副査2名以上の論文審査委員を選出し、博士学位論文の論文審査を実施するものとする。主査及び副査は、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定し、論文審査委員長は主査とする。
- (イ) 論文審査委員長は、論文審査の合格者に対して最終試験の申請を指示する。
- (ウ) 最終試験は、学位論文の審査委員を含め、全ての教員、大学院生などの前で公開による研究発表を行うとともに口頭試問を行う。
- (エ) 論文審査及び最終試験の結果は、主査から研究科委員会に報告され、研究科委員会の審議により可否を判定する。

学位論文は原則として審査制度のある学術雑誌に掲載または掲載予定の報文をもって作成し、国立国会図書館及び本学図書館において公開する。

(3) 倫理審査体制について

研究にかかわる倫理審査体制について、本学の定める各種規程（動物実験規程、遺伝子組換え実験安全管理規程、臨床研究倫理審査委員会規程等）に該当する実験については、各種委員会の審査・承認を受けて実験が実施される。

【資料7 動物実験規程】

【資料8 遺伝子組換え実験安全管理規程】

【資料9 臨床研究倫理審査委員会規程】

6 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場等の整備状況

横浜薬科大学の大学院を含む収容定員は2,194人（学部2,160人、大学院34人）であり、これに応じて整備すべき基準校地面積は、21,940㎡となっている。

これに対して、学園は校地として約71,742㎡を保有している。主な校地の内訳は次のとおりである。

- ・校舎敷地：56,734㎡
- ・運動場：2,251㎡
- ・その他：12,757㎡

また、附属施設として薬草園1,750㎡を保有している。薬草園は温室（延床面積：104㎡）を含む約1,850㎡の区画に、約300種類の薬用植物が栽培されている。これらの薬用植物は、教育・研究用資材として活用されている。

大学院では、校地は既存の学部の現状施設を共用する予定である。

また、体育館、運動場についても学部の施設を共用する。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎の基準面積は、大学院を含み14,679㎡であり、これに対して学園は、平成30年9月に完成した研究実習棟Fを含み校舎約29,829㎡を有している。

校舎等施設の主なものは次のとおりである。

- ・校舎：講義棟・研究実習棟、本部・図書館棟、Leo Esaki 記念ホール
厚生棟（食堂等）、事務センター、キャリアセンター、動物舎等
- ・施設：体育館、屋内テニスコート

上記施設等の校舎面積の内訳を表に示す。

【資料 10 校舎面積】

大学院の施設・設備については、基本的には既存の学部の施設・設備を共用する。大学院生は、研究実習棟内にある専門領域の研究室に配置され、共用の利用設備である共同機器室、動物施設等を使用して実験・研究活動を行う。

ア 講義室

比較的人数の少ない大学院の講義に対応するため、大学院専用の講義室として研究実習棟Bの3階に1室（54席）を確保している。その他、教育人数に応じ研究室のゼミ室又は学部と共用の講義室を使用して講義を行う。

イ 研究室

研究室については、学部と共用して使用する。学部と共有するに当たり、十分な研究スペースを確保するため、平成30年9月に研究実習棟Fを増設した。これにより研究室面積を約1,500㎡増加させ、研究室の総面積として約5,900㎡を確保した。

研究室への配属人員は、大学院生34名（薬科学専攻博士後期課程6名、薬学専攻博士課程12名、薬科学専攻博士前期課程16名）及び学部の学生1,080人の総計1,114人となることから、一人当たりの研究室面積（スペース）は約5.3㎡であり、十分なスペースが確保できるものと考えている。

大学院生は、5つの研究領域に属する専門研究室に配属をする予定であり、この際、研究室あたり最低6名を受け入れられる態勢を準備して、大学院の学生数等の変化にも柔軟に対応できるように考えている。

各研究室の床面積は約300㎡又は約160㎡であり、限られた研究室スペースを踏まえて大学院生の配置要領等を工夫することにより、院生の実質的な研究スペースの増加（一人当たり約10㎡）に努めている。

各研究領域の研究室に6名が配置された場合の院生の配置図を一例として資料11に示す。

【資料 11 研究室における院生（修士、博士）配置図（一例）】

その他、研究実習棟内にある3つの自習室（約150㎡）等についても学部と共用で使用が可能であり、大学院生が研究活動を行うために、柔軟かつ融通性あるスペースの確保を図っている。

ウ 共同機器室（中央機器室）

研究実習棟Dの1階の中央機器室内の ESR 室、質量分析室、NMR 室、単結晶 X 線解析装置室、分子生物室及び組織培養室には、単結晶 X 線解析装置、高分

解能二重収束質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、レーザーイオン化飛行時間型質量分析装置、I C P 発光分光分析装置、分析走査電子顕微鏡、超電導フーリエ変換核磁気共鳴装置、DNA シークエンサー、リアルタイム PCR 装置、クリーンベンチ、インキュベーター、フローサイトメーター等の共同利用機器が設置されており、課題研究において活用が可能である。

エ 動物施設

動物施設は無菌飼育区域と通常の飼育区域からなり、無菌飼育区域にはマウス飼育室（1,200匹）×2室、ラット飼育室（128匹）、行動解析室、実験室を有している。通常の飼育区域では、最大でマウス360匹又はラット180匹の飼育が可能である。その他、ゲージ洗浄・消毒室を有している。したがって、大学院の課題研究に対応することが可能である。

オ 情報処理・LL教室

研究実習棟Eの1階にパソコン120台を備える情報処理・LL教室2室を有しており、大学院の一部の講義、課題研究を実施することができる。

以上述べたように、大学院薬学専攻博士課程12名及び薬科学専攻博士前期（修士）課程16名が研究活動を行うには十分な居室スペース、講義室、研究スペース、施設設備が確保されている。

(3) 図書館等の資料及び図書館の整備計画

図書資料、データベース及び電子ジャーナルについても、現有の蔵書などを共有できる。電子ジャーナルについては80タイトルと契約するとともに、データベースのMedical Online、MEDLINE Completeと契約しているため3,629タイトルの全文閲覧及びダウンロードが可能である。情報検索データベースとしてSciFinder Scholar、Cochrane Library、Medical Online、MEDLINE Complete、医学中央雑誌Web版、今日の診療を導入している。

また、国立情報学研究所の相互貸借システム（NII-ILL）及び目録システム（II-Webcat）に参加し、更に日本薬学図書館協議会、日本私立大学図書館協議会及び神奈川県図書館協議会に加盟しており、他学の図書館とも相互協力関係にあるとともに、国立国会図書館も積極的に活用している。したがって、学内資料では得られない文献に関しては、学外の図書館などとの協力により入手できるシステムが整備できている。

更に、平成29年度から有料の学術文献の複写サービスReprints Deskも導入しており、研究科の院生に活用させる。これにより、入手できなかった文献も短時

間で入手が可能となる。

図書館は1,531㎡、427席の閲覧室を備えており、平日は午前9時から午後8時まで、土日も午後8時まで開館し、社会人大学院生にも対応できる態勢となっている。電子ジャーナルなどを利用するための学内IT環境については、学内LANに接続しているコンピュータからの利用が可能であり、全研究室等からアクセスが可能である。

7 大学院専攻領域と既設の学部との関係

本学が設置予定の大学院薬科学専攻博士後期課程は、薬科学専攻博士前期（修士）課程の教育・研究の延長上にあり、薬科学の科学者の養成を目指す。そのために、博士前期（修士）課程の研究領域を同じヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域及び臨床薬学領域の3つの領域と、これらの基盤となる創薬化学領域及びライフサイエンス領域の計5領域を中核科目である課題研究の領域として設置する。

【資料12 基礎となる大学院薬科学専攻博士後期課程研究組織と大学院研究組織との関係】

8 入学者選抜の概要

(1) 薬科学専攻博士後期課程

ア 求める学生像（アドミッションポリシー）

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、将来薬科学の科学者として薬学の発展に貢献する情熱を持つ人を入学させる。

イ 入学試験の実施の概要

(ア) 入学者の出願資格

博士後期課程（標準修業年限3年）に出願できるのは、次の各号のいずれかに該当する者である。

- (1) 学校教育法第83条の定める日本国内の大学（日本の大学）の理系の大学院研究科修士課程、博士課程（前期2年の課程）又は専門職学位課程を修了した者及び令和2年3月31日までに修了見込みの者。
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了又は修士課程を修了した者（令和2年3月31日までに修了見込みの者を含む）。
- (3) 本大学院が、個別の入学資格審査により、6年制の薬系学部を卒業した者及び修士課程、博士課程（前期2年の課程）又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者。

(イ) 入学者選抜の指針

大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項(薬科学専攻博士後期課程)」に沿って、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、将来薬科学の科学者として薬学の発展に貢献する情熱を持ち、大学院博士後期課程の教育を受けるに相応しい能力・適正等を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。入学者の選抜は社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。2名を定員とし、下記の入学者選抜を実施する。

- ① 一般入試
- ② 推薦入試
- ③ 社会人入試

(ウ) 合格者決定の指針

合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

ウ 入学者選抜の方法

入学者選抜の指針に従い、下記の入学者選抜を実施する。

(ア) 一般入試

書類審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、専門科目)により合格判定を行う。

(イ) 推薦入試

大学在学中の成績を含めた書類の審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、小論文)により、合格判定を行う。

出願資格は次項に該当する者とする。

本学の薬科学専攻博士前期(修士)課程又は本学と同じ建学の精神を有する関連大学の修士課程又は博士前期課程を修了見込みの者

(ウ) 社会人入試

理系大学大学院修士課程を修了又は修了見込みもしくはこれらと同等以上の学力能力を有する者で、社会人としての経験を有する者に対して、業務経歴書を提出させ、書類審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、小論文)により合格判定を行う。

出願資格は、次項に該当する者とする。

4年制理系大学大学院修士課程又は博士前期課程を修了後、3年以上の薬学又は研究開発業務に社会人として勤務した経験を有する者、あるいは本学がこれらと同等の薬学関連の業務経験を有すると認める者で入学後も社会人とし

て勤務することを希望する者、かつ出願時において在職する（在職見込みを含む）官公庁その他民間会社等の所属長の受験承諾が得られる者。

9 管理運営

本学の大学院学則第6条に従って、大学院に、研究科の教学に関する重要事項を審議するための研究科委員会を置く。研究科委員会は、研究科長以下の専任の教授をもって構成する。研究科委員会は原則として月1回開催し、次の事項について審議を行う。

- (1) 院生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 院生の再入学、転入学、休学、復学、退学、満期退学、除籍、転学及び留学に関すること。
- (4) 教育課程に関すること。
- (5) 教員の資格審査に関すること。
- (6) 学則及び諸規程に関すること。
- (7) 研究に関すること。
- (8) 学位論文の審査に関すること。
- (9) その他、重要な事項に関すること。

また、本学独自の意思決定機関として学園総長・副総長・管理局長、学長・副学長・学部長の教学運営責任者と理事長・法人本部事務局長・大学事務長の管理責任者とで構成される「運営委員会」を設けている。運営委員会では、本学の管理運営に関する重要事項、大学全体に係る総括的事項及び運営方針について、教学・経営の協働の下、適切、円滑かつ迅速に進めるための審議・決定を行っており、理事会及び評議員会に付議する重要事項の協議機関としても非常に有用に機能している。本研究科における管理運営においても研究科長が運営委員会の委員となり、理事長・理事会の下、学園総長の指導を受けつつ、学長及び研究科長がリーダーシップを発揮しながら、研究科委員会による統制が行われることが基本方針となる。

10 自己点検・評価

薬学部では、横浜薬科大学学則第56条第1項により「自己点検・評価」を行うこととし、同条第2項により、自己点検評価に関し「自己点検・評価に関する規程及び細則」を定めている。本規程に基づき、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研

究活動等の状況を把握・点検して評価を行っている。大学院設置に伴い行われる点検・評価についても、現行の規程、実施体制が適用されることとなる。

点検評価項目は1) 使命・目的等に関すること、2) 教学に関すること、3) 経営・管理と財務に関すること、4) 外部対応に関すること、5) 自己点検・評価に関することである。

本学の自己点検・評価のこれまでの実施状況は、以下の通りである。

- ・ 第1回（対象年：2006年（平成18年）4月～2010年（平成22年）3月）の点検・評価

第三者認証機関である「薬学教育評価機構」の設立に伴い、同機構の「評価基準」に基づく自己評価（自己評価21）を実施し、報告するとともに、大学ホームページで公表した。

- ・ 第2回（対象年：2014年（平成26年）4月～2015年（平成27年）3月）の点検・評価

日本高等教育評価機構に加盟し、同機構の認証評価を受審するため、同機構の「評価基準」に基づく点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成した。認証評価は2015年度（平成27年度）に実施され、認証評価の結果「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している。」と判定された。評価結果は大学ホームページで公表した。

- ・ 第3回（対象年：2016年（平成28年）4月～2020年（令和2年）3月）の点検・評価

薬学教育評価機構に加盟し、同機構の認証評価を受審するため、同機構の「評価基準」に基づく継続的な点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成した。認証評価は2019年度（令和元年度）に実施され、認証評価の結果「薬学教育評価機構が定める薬学教育評価 評価基準に適合している。」と判定された。評価結果は大学ホームページで公表した。

自己点検・評価報告書は、学内すべての役員・教職員に配布するとともに、大学ホームページにも掲載している。

1.1 情報の公表

本学の建学の精神、各学科の紹介、施設設備案内、シラバス、入試情報、生涯学習関連情報、自己評価報告書等については、大学ホームページで公表し、随時情報の更新に努めている。

また、学則及び各種規程を学生便覧に掲載し、既設学部の学生及び教員に配布するとともに、学生に対しては履修ガイダンス時に説明して周知を図っている。

更に、神奈川薬学教育研修会、神奈川県薬剤師会主催ワークショップ、市民公開講座等の要請を受け入れ、教員が積極的に地域社会への広報活動を行っている。

研究活動等の状況については、全教員の研究業績を記載した「横浜薬科大学研究業績集」を編集し、本学ホームページに掲載しているほか、財産目録等の財務関係資料の概要についても同様にホームページに公表し社会に対する責任を果たしている。

1.2 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) F D活動

本学では、全学のF D活動を推進する「F D委員会」を設置し、「教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成する。」ことを目的として、学外との連携に努め、教員の資質向上、教育方法及び教育内容の改善に努めている。その項目は、

- ・本学の「建学の精神」及び「教育理念」の全教員への周知徹底に関する事項
 - ・「F Dセミナー」及び「F D研究会」開催に関する事項
 - ・薬学教育者ワークショップ等への積極的な参加に関する事項
 - ・「参観授業」の実施に関する事項
 - ・「授業に関するアンケート調査」及び「聴き取り調査」実施に関する事項
- であり、1) カリキュラム、2) 教育内容、3) 教育・技術・技法が含まれている。

薬学教育における教員の資質向上のための組織的取り組みとして、関東各地で行われる「実務実習認定指導薬剤師養成ワークショップ」に開学以来、毎年教員を派遣し、学生への教育指導に対する意識を高めている。新任教員に早期に参加させることにより、カリキュラムに対する考え方や教育目標の設定法、更には教育指導法に関するトレーニングを積む機会を与えている。また、年に1度は上記ワークショップの開催に関与し、ワークショップにおいて指導的立場となるタスクフォースとして参加する教員を派遣することによって、教育の質を向上させる場を提供している。既に、本学に常勤する教員の7割程度の教員が上記ワークショップに参加している。

更に、平成28年度には本学における講義や実習に対する実施状況や意識調査を教員に対して行い、本学独自の教育上の問題点について教職員が意見交換を行うF Dワークショップを開催し、本学の教育環境の改善に関する提言書を作成して、本学における教育環境の向上に努めている。平成29年度においては平成28年度に行われた教職員のワークショップの結果として作成された提言の実施

状況を、FD委員会が中心となって検証し、適宜関係する各部署に対してフィードバックを行っている。

実現された提言は随時教職員の会合等で報告して、教職員のFDに対する意識を高めるよう努めている。

平成30年度には、9月にFD・SD研修会を教員約50名、事務職員約25名を対象とし、本学が直面する学生の学力向上問題について細部検討項目を定めてグループ討議を実施した。令和元年度には、2月にFD・SD研修会を全教職員を対象とし、薬学部の現状や問題点に関する講話、受審中の薬学教育評価の評価委員会案の改善すべき事項や提言の周知、大学としての今後の対応予定等について認識の共有を図った。

上記のFD活動は学部教育に関する内容が中心となっているが、大学院担当教員も、学部の教員を兼ねているため、FD活動に参加して研修を重ねている。

大学院教育においてもコースワークの充実が求められていることから、これらのFD活動は、大学院教員の資質向上に十分に寄与するものであり、今後は活動の重要度も高まることが想定されるため、大学院教育も視野に入れ、内容の充実を図って行く。

(2) SD活動

本学では、大学事務職員の能力および資質の向上を図ることを目的として「SD委員会」を平成28年4月に設置し、職員の外部研修や8月にFD・SD研修会（SD研修として「ハラスメント防止に関する研修」を実施）の活動を行ってきたが、SDに関連し大学設置基準の一部改正（29.4.1）が行われるに当たり、平成28年度末にSD委員会規程を作成し、平成29年度から文部科学省の通知に沿ったSD活動を実施している。

SD委員会の目的は、「横浜薬科大学の管理運営や教育・研究支援の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するためにSD委員会を置き、事務職員、教員及び技術職員等職員の資質向上、教育・研究支援の改善に努める。」と規定されている。委員会メンバーは、事務長、事務長が指名する職員及びFD委員長が指名する教員等と規定されており、教職協働の組織とするとともに、FDとの連携も考慮して、SDの計画及び実施ができるようにしている。

平成29年度には、本格的SD活動実施の初年度として、9月にSD研修会を企画し、本学事務職員及び役職教員を対象として、学園総長講話、部外講師によるコミュニケーションに関する講演、危機管理に関する研修、自己点検・評価書の検討等を実施した。

平成30年度には、9月にFD・SD研修会を教員約50名、事務職員約25名を対象とし、本学が直面する学生の学力向上問題について細部検討項目を定めてグ

ループ討議を実施した。令和元年度には、2月にFD・SD研修会を全教職員を対象とし、薬学部の現状や問題点に関する講話、受審中の薬学教育評価の評価委員会案の改善すべき事項や提言の周知、大学としての今後の対応予定等について認識の共有を図った。そのほか、従来実施していた職員の外部研修も継続して実施している。

令和2年度以降も、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行う予定である。このSD活動は大学職員を対象としているため、大学院担当の事務職員及び教員も含まれている。今後は活動の重要度も高まることが想定されるため、大学院の業務も視野に入れ、内容の充実を図って行く。

5 学生の確保の見通し等を記載した書類

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

(ア) 現 状

全国の博士課程の定員設定及び充足状況を見ると、博士課程（後期）の令和元年度薬学系大学院の入学定員は「2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調」から、最低2名から6名の間に設定され、入学者については、入学定員に対する入学者数の割合は約80%（38人／48人）（資料1参照）であり、一定の入学者が確保されている。また、「修士課程修了者の進学率の推移（分野別）」から、修士課程修了者の進学状況を進学率で見ると、博士課程への進学が各分野を通じて減少傾向にある中、薬学系を含む「保健」分野は14.2%と全体の平均値9.3%を上回っている（資料2参照）。

【資料1 2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
（一般社団法人 日本私立薬科大学協会）】

【資料2 修士課程修了者の進学率の推移（分野別）（出典：文部科学省 学校基本統計）】

(イ) 定員数の設定及び定員充足の見込み

横浜薬科大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）については定員数を2名に設定した。その検討に際しては、薬学関係の博士後期課程を設置する全国13大学の大学院の後期の定員／前期の定員比率平均（0.282）（資料3参照）を参考に本学に適用すると本学の修士課程8名×0.282＝2.256であり、当該数値を入学者割合の実績80%に当てはめて計算すると、2.256×0.8＝1.8となることから、本学の定員は概ね2名が妥当と見積もられる。この2名は、他大学院の博士後期課程の入学定員の範囲内（2～6名）にある。

また、定員充足の可能性の観点からは、平成31年4月に実施した本学の修士課程在学生へのアンケート調査結果（詳細は後述する）によると、博士後期課程に「興味あり」と回答した在学生は5名中3名であり、そのうち、「修士課程修了後すぐに進学する」と回答した在学生は3名中1名であった（アンケート調査結果の詳細は、下記イ（エ）で記述する。）。このことから、本学に入学が期待される人員は1～3名が予想され、見積りの入学定員2名の設定は概ね妥当だと考えられる。

以上の観点から博士後期課程の定員2名の設定は妥当であり、定員の充足は、十分可能と考えられる。

【資料3 薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況】

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(ア) 神奈川県内の理系大学院及び薬学系学部大学院の設置状況に基づく学生の確保

本学の博士後期課程の入学資格については、薬学・薬科学の修士の学位を保有する者のみならず、理系の修士の学位を有する者を含め幅広い受験層を期待している。

現在、全国の大学のうち理系学部を有する大学の比率は約64%（約500校／780校中）であり、神奈川県内においても同様の傾向（約64%（33校／52校中））がある。

（資料4参照）。また、神奈川県内については、薬学系の学部（4年制・6年制）及び大学院（修士課程・博士課程）を設置している大学は、令和2年4月現在で本学のみであるが、今後、1校の薬学部の設置が予定されている。一方、薬学系の大学院（修士課程・博士課程）を設置している大学も本学だけであり、理系の修士課程（他大学の学生を含む。）を修了した学生が、薬学分野への進学を希望する場合の受け口として、新設を予定する博士後期課程に進学する可能性が見込まれ、博士後期課程の設置は地域的ニーズにも合致したものと考えられる。更に、神奈川県には、大手製薬企業等の研究拠点多く（資料5参照）、また創薬分野においては、近年高度の専門性が求められ研究員等の修士・博士の学位取得の需要も高まってきていることから、勤務先を研究の場としながら本学で学修する社会人大学院生の入学も十分期待できるものと思料する。

【資料4 神奈川県内の大学一覧（神奈川県HP）】

【資料5 神奈川県内の研究施設】

(イ) 既設学部等の定員充足状況

4年制の薬科学科（入学定員数30名）において平成27年度の設置以来、令和2年度まで入学定員は継続して充足し（入学定員超過率は、毎年度1.0以上）、平成31年3月には30名の卒業生を輩出した。当該卒業生の約2分の1に相当する13名が大学院修士課程に進学し（資料6参照）、このうち、5名の学生が本学の修士課程に進学した。令和元年度には、推薦入試8名および社会人入試1名の合計9名が合格し、本年4月に入学している。入学定員超過率は、入学定員数8名に対し、入学者数が9名と1.12倍であった。

【資料6 薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況】

(ウ) 在学生へのアンケート調査結果（平成30年6月に実施）

上記（イ）を裏付けるアンケート調査結果は、以下の通りである。

本学薬科学科（4年制）在学生の1～3年生に対し平成30年6月に実施したアンケート調査結果では、卒業後すぐに大学院修士課程への進学を考えている学生は、1年生27名中12名（44.5%）、2年生28名中16名（57.1%）3年生26名中13名（50%）であった（資料7参照）。

なお、当該アンケートの対象となった3年生は令和元年度の卒業生であり、そのうち、本学修士課程に8名、他の大学院修士課程に3名、合計11名が進学している。更に、当該アンケートの対象となった2年生は現行薬科学科の4年生であり、6割近く（57.1%）が進学を考えていることから、今年度も十分な学生の確保が期待できると思料する。

【資料7 薬科学科生進学希望アンケート】

(エ) 本学修士課程在学学生へのアンケート調査結果（平成31年4月に実施）

本学修士課程の在学学生5名に対し平成31年4月に実施したアンケート調査では、「あなたは、博士後期課程に興味がありますか。」との問いに、3名が「興味がある」と回答している。「あなたは、修士課程修了後はどのような進路を希望していますか。」との問いに、「大学院博士課程進学」と回答した在学学生が1名であった。「大学院博士課程進学」と回答した在学学生は「博士課程への進学の時期はいつですか。」との問いに、「修了後すぐに進学する」と回答している。また当該学生は、「進学先はどこを考えますか。」との問いに、「本学博士後期課程」と回答している（資料8参照）。

アンケート調査結果を踏まえれば、博士後期課程に1名は確保することができると思料する。また、「あなたは、博士後期課程に興味がありますか。」との問いで「興味がある」と回答した残り2名についても、今後の研究の取り組み次第では博士後期課程への進学が期待できると考えられる。

【資料8 大学院博士後期課程進学に関するアンケート】

(オ) 4年制学科卒業生の進学等の状況

平成31年3月の全国の4年制学科卒業生の進学等の状況（男女合わせて1,421人）は、以下の通りである。

「医薬品販売業の一般販売業」で21人（1.5%）、「卸売販売業」で26人（1.8%）、「病院・診療所の臨床検査」中、「私立大学病院付属病院等」で24人（1.7%）、「企業の医薬品関連企業」中、「開発・学術」で47人（3.3%）、「医薬情報担当者」で23人（1.6%）、「研究・試験・製造」で21人（1.5%）、「企業のその他」中、「その他の職種」で85人（6.0%）、「その他の職業」で24人（1.7%）である。他方、「修士課程への進学」は1,047人（73.7%）と約4分の3近くが進学しており、現時点（令和2年4月）で博士課程（後期）を設置している大学は全国で13校（資料3参照）であることから、設置を予定している本学の博士後期課程への進学も十分期待できるものと考えられる。

【資料9 平成31年3月 4年制学科卒業生の進学等の状況

（一般社団法人 薬学教育協議会資料）】

(カ) 修士課程修了者の博士課程への進学状況

全国の修士課程修了者の博士課程への進学状況を実際の数値で見ると、平成30年度時点で、人文学（17.3%）、理学（16.7%）に次いで薬学を含む保健（14.2%）となっている。これは全体の平均値9.3%を上回っている（資料2参照）。

また、薬系の修士課程修了者の博士課程への具体的な進学状況を数値で見ると、国公立大学での進学者は750名中190名（25.3%）、私立大学での進学者は242名中26名（10.7%）、全大学での進学者は992名中216名（21.8%）となっており、他の分野と比較すると比較的高い進学率を有している。

【資料10 平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向
(4年制学科卒) (一般社団法人 薬学教育協議会資料)】

以上のことから、博士課程への進学率の全国的な傾向及び本学のアンケート調査結果から、当面は安定的に本学の入学定員を確保できる見込みは高いものと思料する。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

ア 具体的な取組

(ア) 届出前

届出前は、本学学部生及び修士課程の学生を対象に本学博士後期課程に関する養成する人材像、修了後の進路や経済社会の人材需要の見通しといった設置の構想の周知を図る予定である。これにより、学生は将来の目標を立て、努力すると考える。その結果、学生の確保に繋がると思料する。

(イ) 届出後

届出後の具体的な取組として、既設の修士課程及び博士課程に加え、新設する博士後期課程の募集要領についても本学のホームページへの掲載やweb広告、大学でのオープン・キャンパス、進学説明会を通して、学生募集に取り組む。その他、大学院の教員が、本学の薬学部薬科学科(4年制)の在学生に対して研究テーマ等を周知し、興味を持たせるよう取り組むとともに、薬学分野のセミナー・学会等において広報活動を随時行い、これまでの製薬・バイオ関連ベンチャー企業等にも情報提供を行い社会人受験者の開拓に努める。

イ 定員超過率が0.7倍未満の学科等

現行修士課程の平成31年度(初年度)の入学定員超過率は、0.62であったが、入学試験時期の見直し等のほか、前項の取り組みを早期から図ったところ令和2年度の入学定員超過率は、1.12倍に改善された。

引き続き、大学でのオープン・キャンパス、進学説明会といった広報集活動だけでなく、製薬・バイオ関連ベンチャー企業等にも個別に情報提供を行い社会人受験者の確保にも努めていきたいと考える。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

本学大学院研究科においては、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、創薬と臨床に関わる実践の能力を持つ人間性豊かな薬学研究を志す薬学科学者および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品等の開発に携わる研究者・技術者を養成することを目的としている。

博士後期課程では、創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術

を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

ア 社会的、地域的な人材需要の動向

神奈川県には、製薬企業はじめ医薬品、化粧品関連の各種研究所が多く設置されている。また、地理的には首都圏に位置し、高度な技術力を持つ企業や優れた人材の集積があり、国内企業のみならず海外企業にとっても、大変魅力的な地域である。研究施設としては、大手製薬・化粧品メーカーだけでなく、「かながわサイエンスパーク」といったインキュベーション施設に代表される研究開発型企業の育成拠点もあり、先端的な研究成果の事業化やベンチャー企業の成長促進を支援する機関も多く立地する。こうした充実した育成基盤によりバイオベンチャーにおいては、国内第2位の集積を誇る(資料1 1参照)。

本学は、上記神奈川県の政治経済の中心地横浜にあり、横浜は首都東京にも隣接する国際都市である。市内には、大手製薬企業の研究所が多数あり、更なる大手製薬企業研究所の移転計画も発表されている。また、理化学研究所、湘南アイパーク及び殿町ライフイノベーションセンターがあり、政府研究機関をはじめ主要製薬企業研究機関、ベンチャー企業の研究拠点が集約されている(資料5参照)。

本学においても「横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク」に参加し、バイオベンチャーとの連携による成長モデルの形成をめざし活動している(資料1 2参照)。

医薬品産業は、まさに多様化する精密医療に直面した領域であり、本学の掲げる目的である伝統医療、天然物、更に、食品などの多くの情報を集積・分析できる科学者のニーズは高いと考える。

【資料1 1 かながわサイエンスパーク概要】

【資料1 2 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要】

神奈川県では、こうした分野における研究・産業の集積が進んでいるという「強み」を生かして、国(内閣官房地域活性化統合事務局)が平成25年に行った「国家戦略特区第1次提案募集」に対し、同年9月11日に横浜市・川崎市と共同で、「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～」を提出している。これは、国家戦略特区の規制緩和等を通じて健康・医療市場のビジネス環境を整備することで、健康・未病産業と最先端医療関連産業を創出し、健康寿命日本一を目指すとともに、日本経済の再生の実現を目指している。平成26年5月1日には、国家戦略特区を定める政令が公布され、内閣総理大臣が国家戦略特別区域及び区域方針を決定し、県全域が東京圏の区域として指定されている。

【資料1 3 ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要(神奈川県HP)】

このような周辺地域における社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえ、本学博士後期課程の「人材の養成に関する目的」及び「教育研究上の目的」は設定されている。

イ 製薬企業の採用、募集状況及び研究員の求人条件の一例

創薬系の研究職の採用においては、高度の専門性を求められており、大手の製薬企業の上位20社中11社では、研究・開発職に対する採用は、修士（6年制学士を含む。）以上のみで4年制学士の採用は無い。また、上記以外の製薬企業においても修士・博士の資格が求められている。このことから博士後期課程において高度の専門性を持つ人材を育成する意義は高いものと考えられる。

【資料14 製薬企業 売上上位20社の2019年新卒採用情報】

実際の企業の求人の募集要項の一例でも、研究職・開発職の職域については、修士以上の学位が求められており上記を裏付けるものである（博士後期課程（3年制）の初任給が記載されているため申請時と同じ資料（最新）を引用）。

【資料15 第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）】

神奈川県内の研究員の求人条件を見ると「コミュニケーション能力の高い方」、「自律的に関係者と議論ができ、自らの考えを提案できる方」など、単に学位だけでなく「求める人物像」までも記述されている。本届出では、薬科学大学院特別講義を、博士前期課程及び薬学専攻博士課程と共同で実施する必須科目として設置し、様々な研究領域や研究能力が混在する中で、結論を導き出す能力を身に着けさせることを目標に、求人のニーズにあった科学者を育成するカリキュラムとしている。

【資料16 神奈川県内の研究員の求人条件の一例】

資料目次

- 資料 1 2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
- 資料 2 修士課程修了者の進学率の推移（分野別）
- 資料 3 薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況
- 資料 4 神奈川県内の大学一覧
- 資料 5 神奈川県内の研究施設
- 資料 6 薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況
- 資料 7 薬科学科生進学希望アンケート
- 資料 8 大学院博士後期課程進学に関するアンケート
- 資料 9 平成31年3月 4年制学科卒業生の進学等の状況
- 資料10 平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者
動向（4年制学科卒）
- 資料11 かながわサイエンスパーク概要
- 資料12 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要
- 資料13 ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要（神奈川県HP）
- 資料14 製薬企業 売上上位20社の2019年新卒採用情報
- 資料15 第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）
- 資料16 神奈川県内の研究員の求人条件の一例

1 書類等の題名

2019年度（令和元年度） 私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
（本文 1 ページ、【資料 1】）

2 出 典

一般社団法人 日本私立薬科大学協会

3 引用範囲

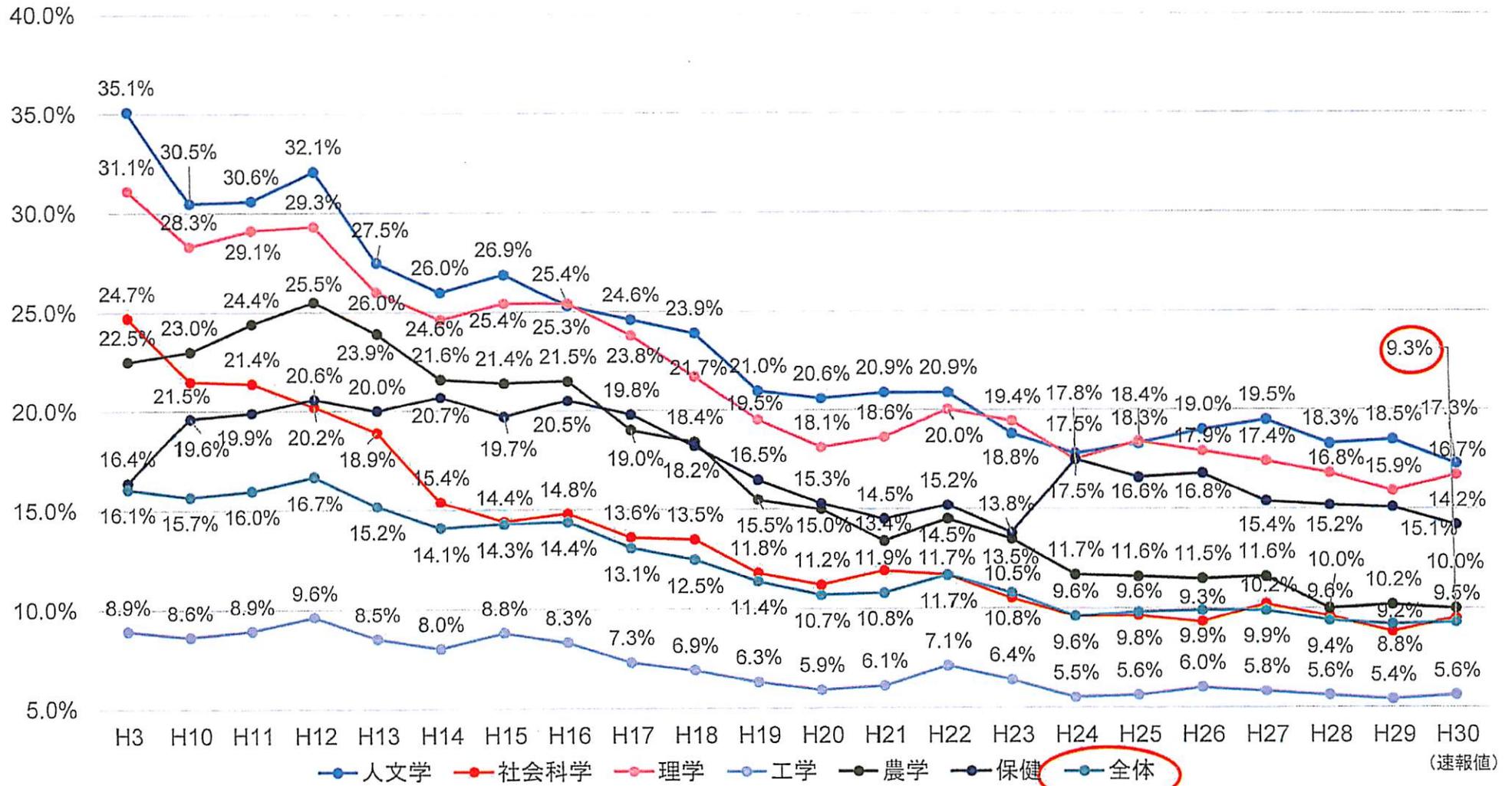
2. 博士課程（前期）および博士課程（後期）

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）ア（ア）現状を記載するため引用した。

■ 修士課程修了者の進学率の推移(分野別)

- 修士課程修了者の博士課程への進学率は、各分野を通じて減少傾向。



※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的小さいことから省略

出典：学校基本統計

薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況

	大 学 名	博士後期 入学定員	博士前期 入学定員	<u>後期と前期の 定員比率</u>
1	東北医科薬科大学	3	20	0.150
2	千葉科学大学	5	10	0.500
3	城西大学	3	32	0.093
4	北里大学	6	25	0.240
5	慶應義塾大学	3	40	0.075
6	東京理科大学	5	90	0.055
7	星薬科大学	5	16	0.310
8	武蔵野大学	5	5	1.000
9	明治薬科大学	5	20	0.250
10	京都薬科大学	2	5	0.400
11	大阪薬科大学	2	5	0.400
12	近畿大学	2	15	0.130
13	武庫川女子大学	2	30	0.067
	<u>平 均</u>	3.69	24.07	<u>0.282</u>

1 書類等の題名

神奈川県内の大学一覧（本文 2 ページ、【資料 4】）

2 出 典

神奈川県ホームページ

3 引用範囲

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/cnt/f6238/p16778.html>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）イ（ア）令和 2 年 4 月時点での現状を示すため引用した。

神奈川県内の研究施設



番号	研究所名	住 所	研究内容等
①	湘南アイパーク	神奈川県藤沢市村岡東	再生医療、希少疾患、認知症及び未病の4つの注力領域を設定し研究を実施
②	殿町ライフイノベーションセンター	神奈川県川崎市川崎区殿町	研究施設（レンタルラボ） 遺伝子改変、有機溶剤取扱等
③	理化学研究所	神奈川県横浜市鶴見区 末広町	病気になるメカニズムを解明し、個々人に合わせた医療と予防の研究
④	第一三共ケミカルファーマ	神奈川県小田原市高田	医薬品原薬、原薬中間体を製造する機能会社
⑤	中外製薬鎌倉研究所	神奈川県鎌倉市梶原	化学合成、蛋白合成とバイオインフォマティクスに基づくがん疾患治療薬の創薬研究等
⑥	田辺三菱製薬横浜研究所	神奈川県横浜市青葉区 鴨志田町	創薬化学機能の強化及び創薬化学ナレッジの共有化を通じた研究
⑦	Meiji Seika ファルマ（株）横浜研究所	神奈川県横浜市港北区 師岡町	抗生物質などの感染症薬を中心に中枢神経用薬やその他の分野も視野に入れた研究開発
⑧	Meiji Seika ファルマ（株）足柄研究所	神奈川県小田原市栢山	バイオ医薬品を様々な医薬品、有用物質を効率的に生産する微生物や動物細胞を造出する研究
⑨	三和化学研究所	神奈川県横浜市港北区 新横浜	糖尿病・腎疾患の治療薬を中心とした医薬品、診断薬の研究開発と製造販売
⑩	ライオン小田原研究所	神奈川県小田原市田島	洗剤、石鹼などトイレタリー用品、医薬品、化学品の研究
⑪	国立医薬品食品衛生研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町	安全性確保のためのレギュラトリーサイエンス研究等
⑫	E Aファーマ創薬研究所	神奈川県川崎市川崎区 鈴木町	消化器関連疾患を中心とした産学連携を積極的に行い、共同研究等を活用した医薬品開発
⑬	綿半トレーディング 製薬研究所	神奈川県横浜市都筑区 池辺町	治療用坐剤、OTC向け坐剤の基剤の開発研究
⑭	神奈川サイエンスパーク	神奈川県川崎市高津区坂戸	大企業の研究開発部門も数多く入居している高度集積研究開発施設
⑮	日本ロリアル リサーチアンド イノベーションセンター	神奈川県川崎市高津区坂戸	基礎・応用・開発・評価の全ての研究段階を備えた研究体制を敷き、全世界に向けた製品開発
⑯	資生堂リサーチセンター	神奈川県横浜市都筑区早渕	「美白」「UV防御」「育毛」「抗老化」を4大目標として研究を実施
⑰	ポーラ横浜研究所	神奈川県横浜市戸塚区 柏尾町	医薬品、医薬部外品及び化粧品の研究開発
⑱	ファンケル総合研究所	神奈川県横浜市戸塚区 上品濃	新素材等の探索研究から医科学的観点をも踏まえた基盤研究等の研究開発の中枢拠点
⑲	中外製薬戸塚研究所	神奈川県横浜市戸塚区 戸塚町	

薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況

平成31年度		令和2年度	
進学先大学院名	人数	進学先大学院名	人数
横浜薬科大学大学院	5人	横浜薬科大学大学院	8人
東京医科歯科大学大学院	3人	千葉大学大学院	1人
東京医科大学大学院	3人	東北大学大学院	1人
横浜国立大学大学院	1人	東邦大学大学院	1人
静岡県立大学大学院	1人		
計	13人	計	11人

薬科学科生進学希望アンケート

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

大学院設立準備室

0 0 0 0 0 0 0

学年： ____1____

2018年 月 日

1 0 0 0 0 0 0

2 0 0 0 0 0 0

3 0 0 0 0 0 0

4 0 0 0 0 0 0

5 0 0 0 0 0 0

6 0 0 0 0 0 0

7 0 0 0 0 0 0

8 0 0 0 0 0 0

9 0 0 0 0 0 0

氏名： _____27人_____

大学院への進学についてお聞きします。

神奈川県に唯一の薬学部を持つ本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神のもと、平成31年4月に横浜薬科大学大学院、薬学専攻博士課程および薬科学専攻修士課程を横浜薬科大学に新設することを申請中です。

博士課程は6年制の大学卒または修士号をもつ方、あるいはそれらと同等の学力を有する方を対象とし、高度な専門領域を持つ医療薬学研究者の育成を目指します。

修士課程は4年制の大学卒の方、あるいはそれと同等の学力を有する方を対象とし、基礎薬学、創薬学および伝統医療を含む薬学研究能力を有する薬科学者の育成を目指します。

この博士課程および修士課程は、それぞれ現在の6年制の6年生および薬科学科の4年生の卒業時に開学される構想です。学納金は110万円を予定しています。

研究分野によっては社会人大学院生を受け入れる予定です。

なお、上記の内容は変更になる場合があります。

(1) 大学院修士課程への進学を考えていますか？

卒業後すぐ(12)

就職後進学(6)

考えていない(9)

(2) (1)で就職後進学と答えた人にお聞きします。どのような進学を想定していますか？

働きながら進学(5)

休職して進学(1)

その他

(就職先が許可した場合)

--

(3) (1)で「卒業後すぐ」または、「就職後進学」と答えた方にお聞きします。

漢方薬効メカニズムの解明および漢方医療の実際を実習を通して学び、研究する、登録販売者や薬剤師を対象にした大学院修士漢方薬学コースに興味がありますか？

ある

ない

卒業後すぐ(6)
 就職後進学(0)

卒業後すぐ(6)
 就職後進学(1)

(4) 医薬品のシーズを見つけ出す探索的研究者およびヒトにおける有効性・安全性を明らかにする臨床開発研究者を育成する大学院修士創薬学コースに興味がありますか？

ある(16)

ない(7)

未回答(2)

(5) 修士取得後の博士課程への進学にに興味がありますか？

ある(5)

ない(11)

わからない(9)

未回答(2)

薬科学科生進学希望アンケート

学籍番号

--	--	--	--	--	--

大学院設立準備室

0 0 0 0 0 0 0

学年： 2

2018年 月 日

1 0 0 0 0 0 0

2 0 0 0 0 0 0

3 0 0 0 0 0 0

氏名： 28人

4 0 0 0 0 0 0

5 0 0 0 0 0 0

6 0 0 0 0 0 0

7 0 0 0 0 0 0

8 0 0 0 0 0 0

9 0 0 0 0 0 0

大学院への進学についてお聞きします。

神奈川県に唯一の薬学部を持つ本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神のもと、平成31年4月に横浜薬科大学大学院、薬学専攻博士課程および薬科学専攻修士課程を横浜薬科大学に新設することを申請中です。

博士課程は6年制の大学卒または修士号をもつ方、あるいはそれらと同等の学力を有する方を対象とし、高度な専門領域を持つ医療薬学研究者の育成を目指します。

修士課程は4年制の大学卒の方、あるいはそれと同等の学力を有する方を対象とし、基礎薬学、創薬学および伝統医療を含む薬学研究能力を有する薬科学者の育成を目指します。

この博士課程および修士課程は、それぞれ現在の6年制の6年生および薬科学科の4年生の卒業時に開学される構想です。学納金は110万円を予定しています。

研究分野によっては社会人大学院生を受け入れる予定です。

なお、上記の内容は変更になる場合があります。

(1) 大学院修士課程への進学を考えていますか？

卒業後すぐ(16)

就職後進学(2)

考えていない(10)

(2) (1)で就職後進学と答えた人にお聞きします。どのような進学を想定していますか？

働きながら進学(1)

休職して進学(0)

その他(1)

(就職先が許可した場合)

学費などにより検討

(3) (1)で「卒業後すぐ」または、「就職後進学」と答えた方におききます。

漢方薬効メカニズムの解明および漢方医療の実際を実習を通して学び、研究する、登録販売者や薬剤師を対象にした大学院修士漢方薬学コースに興味がありますか？

ある

ない

卒業後すぐ(11)
就職後進学(2)

卒業後すぐ(4)
就職後進学(0)

(4) 医薬品のシーズを見つけ出す探索的研究者およびヒトにおける有効性・安全性を明らかにする臨床開発研究者を育成する大学院修士創薬学コースに興味がありますか？

ある(17)

ない(9)

未回答(2)

(5) 修士取得後の博士課程への進学にに興味がありますか？

ある(8)

ない(5)

わからない(13)

未回答(2)

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（仮称）の概要

1 課程の概要

名 称：薬科学専攻 博士後期課程（仮称）

開設時期：2021年度4月

修業年限：3年

学 位：博士（薬科学）

2 本課程の特色

本学大学院には、現在、薬学専攻博士課程及び薬科学専攻修士課程があります。薬科学専攻の特色として修士課程においては、講義選択科目に創薬コースと漢方薬学コースの2種のコースを設置し、創薬コースでは、創薬に必要な広範囲な知識を修得できるように科目を配置するとともに漢方薬学コースでは、漢方薬学の基礎及び現代医療との融合を学修できるように講義科目を配置し、その後、医療現場で漢方医療を実践できるように臨床演習科目を設置し、漢方医療・統合医療を実践しながら技術の習得を目指しています。

薬科学専攻博士課程では、修士課程と同様に新技術と伝統技術の融合を図ることを特色とするとともに、修士課程を修了した者が更なる専門性を高めるために、創薬領域に特化した課程として設置を検討しています。

(※ 大学院設置申請における大学院の特色および薬科学専攻博士後期課程設置構想から抜粋)

3 学納金等

現在の大学院の修士課程、博士課程と同額を予定しています。

入学金30万円※ 授業料80万円 施設充実費30万円

(※本学卒業生及び修士課程修了者は、入学金が免除される予定です。)

1 書類等の題名

平成 3 1 年 3 月 4 年制学科卒業生の進学等の状況（本文 3 ページ、【資料 9】）

2 出 典

一般社団法人 薬学教育協議会資料

3 引用範囲

<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2019/12/67a3076ec6784649223344e4c548ddaf.pdf>

中、第 8 表 「平成 3 1 年 3 月 4 年制学科卒業生就職状況」を引用した。

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）イ（オ）を記載するため引用した。

1 書類等の題名

平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向（4年制学科卒）
（本文3ページ、【資料10】）

2 出典

一般社団法人 薬学教育協議会資料

3 引用範囲

<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2019/12/67a3076ec6784649223344e4c548ddaf.pdf>

中、第16表「平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向（4年制学科卒）」を引用した。

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第1項（1）イ（カ）を記載するため引用した。

1 書類等の題名

かながわサイエンスパーク概要（本文 5 ページ、【資料 1 1】）

2 出 典

かながわサイエンスパーク ホームページ

3 引用範囲

<https://www.ksp.or.jp/sciencepark/about/>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

1 書類等の題名

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要（本文 5 ページ、【資料 1 2】）

2 出 典

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク ホームページ

3 引用範囲

<https://www.yk-bio.net/network/about-network.html>

<https://www.yk-bio.net/activities/activities.html>

<https://www.yk-bio.net/network/plan.html>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

1 書類等の題名

ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要（本文 5 ページ、【資料 1 3】）

2 出 典

神奈川県ホームページ

3 引用範囲

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/38-kanagawa.pdf

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

製薬企業 売上上位 20 社の 2019 年新卒採用情報

	企業名	売上高 (百万円)	研究・開発職				学部卒 初任給 (万円)	修士卒 初任給 (万円)	博士卒 初任給 (万円)
			学士		修士	博士			
			4年制	6年制					
1	武田薬品工業(株)	2,097,224		○	○	○	24.0	26.4	29.8
2	アステラス製薬(株)	1,306,348	○	○	○	○	23.0	※25.4	28.8
3	大塚製薬(株)	1,291,981		○	○	○	22.0	24.4	27.8
4	第一三共(株)	929,717		○	○	○		※25.4	28.8
5	エーザイ(株)	642,834		○	○	○	25.0	27.0	30.0
6	中外製薬(株)	579,787		○	○	○	23.0	25.8	29.2
7	大日本住友製薬(株)	459,267		○	○	○	23.0	25.4	28.8
8	田辺三菱製薬(株)	424,767	○	○	○	○	22.8	※25.2	28.5
9	塩野義製薬(株)	363,721		○	○	○	23.5	26.0	29.0
10	協和発酵キリン(株)	346,531	○	○	○	○	22.3	※24.7	28.1
11	小野薬品工業(株)	288,634	○	○	○	○	23.5	※25.9	29.3
12	大正製薬(株)	261,551		○	○	○	22.0	※24.4	27.6
13	参天製薬(株)	234,026	○	○	○		33.5～	33.5～	
14	明治HD(株)	198,600	○	○	○		21.8	23.6	
15	沢井製薬(株)	184,341		○	○	○		※23.5	25.6
16	日医工(株)	166,592					21.6	※22.7	22.7
17	帝人(株)	157,500	○	○	○	○	21.6	24.5	28.1
18	久光製薬(株)	143,408	○	○	○	○	22.0	※23.5	25.8
19	旭化成(株)	135,500	○	○	○	○	21.3	24.5	28.7
20	(株)ツムラ	120,906					23.8	24.7	24.7

※は学士6年制学部卒を含む。
注：日医工(株)及び(株)ツムラの採用は生産・技術職のみ。したがって各初任給は生産・技術職のもの。

- 1 書類等の題名
第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）（本文 6 ページ、【資料 15】）
- 2 出典
第一三共株式会社 ホームページ
- 3 引用範囲
<http://www.daiichisankyo-recruiting.com/recruit/information.html>
- 4 その他の説明
「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）イを記載するため引用した。

神奈川県内の研究員の求人条件の一例

企業等名	研究分野等	応募要件若しくは必須経験	求める人物像等
非公開	創薬研究 (ゲノム関連)	博士または同等の免疫学、分子生物学実験の知識と実務経験を有する方	記述なし
中外製薬(株)	データサイエンス (バイオインフォマクス)	医学・薬学・工学・生物学系修士卒以上で、博士号を取得している者	記述なし
非公開	創薬研究 探索研究 基礎研究	医学・薬学・理学・工学系分野における博士号を取得している者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力の高い方 ・自律的に関係者と議論ができ、自らの考えを提案できる方 ・難しい課題に対して、責任をもって解決に向けた努力をすることができる方 ・リーダーシップを発揮することによって、道筋を示しつつ複数のメンバーを巻き込みモチベートしながらチームとして課題の解決に取り組むことができる方
国立医薬品食品衛生研究所	レギュラトリーサイエンス	薬学系、農学系、理学系、工学系、又はそれらの関連領域において博士の学位号を取得し、職位にふさわしい研究歴を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究所における研究業務の意義と役割を理解し、食品の安全性確保を目的とした行政研究の重要性を認識し、研究所内外の研究者と協力して当該業務を遂行する意欲を有すること ・外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

6 教員名簿

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	エサキ レオナ 江崎 玲於奈 <平成18年4月>		理学博士		横浜薬科大学 学長 (平成18.4～令和3.3)